

学 生 便 覧

令和 8 年度



京 都 府 立 医 科 大 学

※この冊子の掲載内容は、令和8年4月現在のものを取りまとめたものです。
三大学教養教育共同化の内容については、別途お知らせします。

目 次

I	大学の沿革	1
II	学生生活の手引き（修学中の注意事項）	2
	学生証及び名札	
	授業時間・試験時間	
	試験受験上の注意	
	掲示板、学生ポータル及び電子メールへの注意	
	感染症等感染時の対応	
	講義開始遅延の場合の対応	
	交通機関の運行停止又は暴風等に伴う授業の休講（オンライン授業対応除く）	
	大規模災害時及び緊急時の対応	
	課外活動	
	学内施設の使用	
	掲示等	
	通学手段	
	拾得物及び遺失物	
	持ち物の管理	
	敷地内全面禁煙	
	ごみの分別廃棄	
III	ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー	15
IV	本学学生としての言動の自覚	21
	～本学学生が学び、身につけるべき行動規範～	
V	諸証明の交付及び諸届・願等	26
	諸証明の交付諸	
	届・願の提出	
VI	授業料の納付・減免、奨学金等	29
	授業料減免制度	
	奨学制度	
	授業料の納付	
VII	福利厚生	32
	学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険	
	生協事業	

VIII	健康管理・学生相談	34
	保健管理センター	
	カウンセリング（教養教育）	
	クラス担任	
	メンター制度	
	ハラスメント相談員	
IX	関係規程	43
	京都市立医科大学学則	
	京都市立医科大学臨床演習室（スキルス・ラボ）の利用について	
	京都市立医科大学体育施設使用規程	
	京都市立医科大学花園学舎でクラブ活動を行うに当たっての施設使用要領	
	学生ホール運営規約	
	図書館利用の手引	
	京都市立医科大学全学学生自治会規約	
X	施設図	77
	キャンパスマップ	
	下鴨キャンパス（教養教育共同化施設内）略図	
	北部医療センター（北部キャンパス）建物配置図	
	花園学舎略図	
XI	学歌・校歌	81

I 大学の沿革

- 明治5年11月 粟田口青蓮院内に仮療病院を開設
- 明治9年6月 医学予科校を開設
- 明治12年4月 京都府中学校内の医学予科校を廃し、療病院内に医学予科校及び医学校を設置
- 明治13年7月 現在地（河原町広小路）に療病院並びに医学予科校及び医学校を移転
- 明治14年7月 療病院医学校と医学予科校を合併し、京都府医学校として独立
- 明治15年11月 甲種医学校に認定
- 明治22年4月 本校の附属として産婆教習所を設置
- 明治29年4月 附属看護婦教習所を設置
- 明治36年6月 京都府立医学専門学校と改称
- 大正10年10月 京都府立医科大学を設置、予科を開設〈大学昇格〉
- 昭和19年4月 附属女子専門部を付置
- 昭和26年3月 予科及び附属女子専門部を廃止
- 昭和27年2月 新制京都府立医科大学を設置
- 昭和30年3月 進学の課程を設置（平成8年4月廃止）
- 昭和32年3月 大学院を設置
- 昭和36年3月 旧制医科大学を廃止
- 昭和39年4月 附属看護婦学院を附属看護学院と改称
- 昭和46年6月 医療センターを設置
- 昭和51年9月 附属看護専門学校と改称
- 昭和57年11月 附属小児疾患研究施設設置
- 平成2年11月 附属脳・血管系老化研究センター設置
- 平成5年4月 医療技術短期大学部開学
- 平成8年4月 医療技術短期大学部に専攻科を設置
- 平成8年6月 基礎医学学舎（第1期）完成
- 平成13年3月 基礎医学学舎（第2期）完成
- 平成14年4月 医学部に看護学科を設置
- 平成15年4月 大学院医学研究科の再編
- 平成17年3月 医療技術短期大学部閉学
- 平成19年4月 大学院保健看護研究科を設置
- 平成20年4月 京都府公立大学法人京都府立医科大学に移行
- 平成20年9月 外来診療棟等（第1期）完成
- 平成23年4月 大学院保健看護研究科にがん看護専門看護師コースを設置
- 平成23年9月 外来診療棟等（第2期）完成
- 平成23年10月 小児医療センター（京都府こども病院）を開設
- 平成25年4月 附属北部医療センター（旧京都府立与謝の海病院）開設
- 平成26年8月 教養教育を教養教育共同化施設内（稲盛記念会館）に移転
- 平成30年4月 大学院保健看護学研究科に博士後期課程を設置
- 令和4年4月 大学院医学研究科博士課程に法医臨床医・法歯科医・法医専門医養成コースを設置
大学院医学研究科修士課程に遺伝カウンセリングコースを設置
- 令和6年4月 大学院医学研究科博士課程に北部キャンパス地域医学コースを設置
大学院保健看護学研究科博士前期課程に精神看護専門看護師コースを設置

Ⅱ 学生生活の手引き（修学中の注意事項）

1 学生証及び名札

学生証は、常に携帯しなければならない。

入学時に学生証交付台帳を教育支援課に提出し、学生証の交付を受けること。

また、名札については実習等必要時には必ず着用すること。（紛失に十分注意のこと）

なお、住所や電話番号の変更等、学生証交付台帳の記載事項に変更が生じたときや、紛失したときは、速やかに届け出ること。

2 授業時間・試験時間

時限	1	2	3	4	5
時間	8 : 50 } 10 : 20	10 : 30 } 12 : 00	12 : 50 } 14 : 20	14 : 30 } 16 : 00	16 : 10 } 17 : 40

ただし、医学科ユニット講義等においては60分授業とし、開始・終了時刻が異なる場合がある。

3 試験受験上の注意

- (1) 試験開始後30分を超えて遅刻した場合は、その試験を受験できない。
- (2) 試験開始後30分を経過しなければ、退出を許可しない。
- (3) やむを得ない理由により、欠席又は遅刻する場合は、予め教育支援課に連絡し、その指示を受けること。
- (4) 携帯電話、スマートフォン等の電子機器類を使用した場合、又は身につけていたり、手元にあった場合は不正行為となるので、必ず電源を切り鞆等にしまうこと。
- (5) 試験中の不正行為は留年となる等、厳重な処分となる。（詳細は各科授業履修規程等を参照すること）
- (6) 試験に欠席する場合は、試験日の前日までに※、試験欠席願に、傷病による時は医師の診断書を、やむを得ないと認められる理由による場合は理由書を添えて提出し、学長の許可を得るものとする。
※ やむを得ない理由により前日まで提出できない場合は、試験日以降1週間以内に提出すること。

4 掲示板、学生ポータル及び電子メールへの注意

学生諸君に対する告示、通知、呼び出し等は掲示板、学生ポータル及び電子メールによって行うので、これらを毎日チェックすること。（掲示板、学生ポータル及び電子メールをチェックしなかったことにより不利益を受けても、本学は責任を負わない。）

なお、大学ホームページ（HP）による情報提供も別途行うので注意すること。

大学専用掲示場所

下鴨学舎（教養教育共同化施設内）1階事務室前掲示板

管理棟玄関前掲示板

基礎医学学舎1階廊下東側掲示板

臨床講義棟1階廊下南側掲示板E

病棟地下廊下南側掲示板

看護学学舎（1階廊下掲示板）

5 感染症等感染時の対応

本学は府内唯一の第一種感染症指定病院であり、府民の健康を守る責務があり、大学・病院での感染を防ぐため、以下に留意すること。

37.1度以上の発熱、呼吸器症状（咽頭痛、咽頭違和感、咳、鼻汁）、倦怠感、消化器症状などの感染症を疑わせる症状がある場合には、直ちに保健管理センターに連絡するとともに、その指示に従うこと。なお、臨床実習中の学生は、実習先の医局（教室）や医療機関に対し、保健管理センターから受けた指示内容を連絡した上で、その指示を仰ぐこと。

6 講義開始遅延の場合の対応

教員が事故その他の事情により始業時間後20分を経るも授業開始に至らないときは、教育支援課に代表者が連絡し、その指示を受けること。

7 交通機関の運行停止又は暴風等に伴う授業の休講（オンライン授業対応除く）

(1) 京都市営交通（バス、地下鉄）、JR西日本（京都駅発着の在来線）、阪急電鉄（大阪梅田駅—京都河原町駅間）、京阪電気鉄道（淀屋橋駅又は中之島駅—出町柳駅間）、近畿日本鉄道（大和西大寺駅—京都駅間）のうち、2以上の交通機関が停止している場合は、

ア 午前7時までに運行を開始したときは、平常どおり授業を行う。

イ 午前7時現在で停止しているときは、午前の授業を休講とする。

- ウ 午前10時までに運行を開始したときは、午後の授業を行う。
 - エ 午前10時を過ぎても停止しているときは、午後の授業も休講とする。
- (2) 京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報が発令中は、休講とする。
- ア 午前7時までに解除されたときは、平常どおり授業を行う。
 - イ 午前7時現在で発令されているときは、午前の授業を休講とする。
 - ウ 午前10時までに解除されたときは、午後の授業を行う。
 - エ 午前10時現在で発令されているときは、午後の授業も休講とする。
- (3) 授業には、講義、実習及び試験を含むものとする。
- (4) 共同化科目の授業について、暴風警報等が発令された場合など次のいずれかの一つに該当する場合は授業を休講とする。
- ア 京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報が発令された場合
 - イ 京都市営バス及び地下鉄が全面停止の場合
 - ウ JR西日本（京都駅発着の在来線（※）、阪急電鉄（大阪梅田駅－京都河原町駅間）、京阪電気鉄道（淀屋橋駅又は中之島駅－出町柳駅間）及び近畿日本鉄道（大和西大寺駅－京都駅間）の4交通機関のうち3以上の運行が停止の場合
- ※ 京都駅発着の在来線とは、京都線及び神戸線の一部（神戸駅－京都駅間）、琵琶湖線（米原駅－京都駅間）、湖西線の一部（近江今津駅－京都駅間）、嵯峨野線（園部駅－京都駅間）並びに奈良線及び関西本線の一部（奈良駅－京都駅間）のいずれかをいう。
- エ その他京都三大学教養教育研究・推進機構運営委員会が必要と認めた場合

警報の解除又は交通機関の運行再開（以下「解除等」という。）に伴う授業の取扱い

- ア 午前6時00分までに解除等となった場合…平常どおり授業を実施
 - イ 午前10時00分までに解除等となった場合…午後の授業を実施
- (5) 学長が、学生の安全を確保するために必要と判断した場合は、特別に休講などの措置を実施することができる。

8 大規模災害時及び緊急時の対応

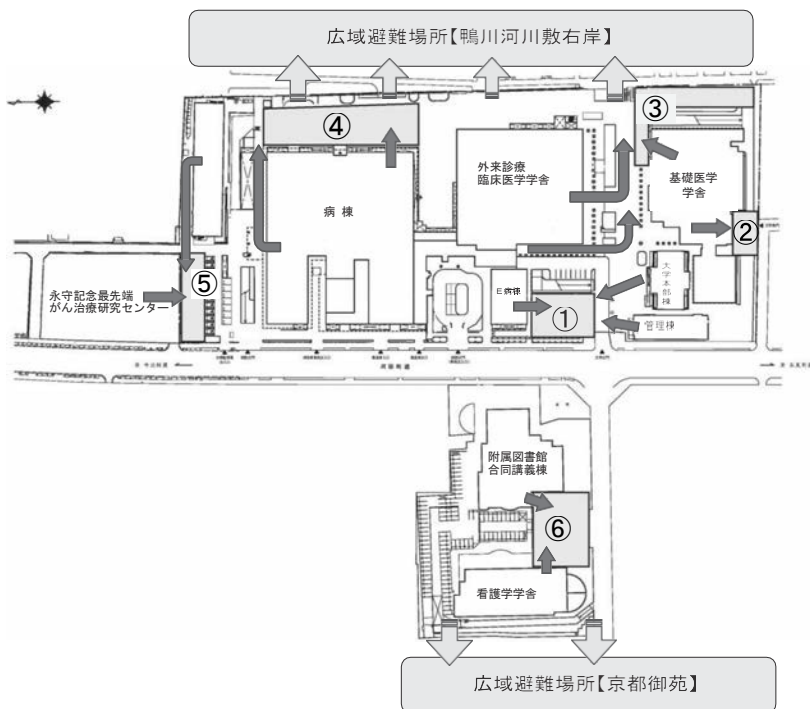
大地震等の大規模災害時には学生の安否確認が極めて重要であり、本学では災害等の有事・緊急時において学生の安否確認を行うために、安否確認システム「ANPIC（アンピック）」を導入しているのので、登録や運用については大学の指示に従うこと。また、大学から確認することは困難な場合は、学生自らが大学に安否を連絡すること。（なお、大学で確認した学生の安否情報等は、大学のホームページ等を活用して保護者に情報提供を行う。）

また、クラブ活動をはじめ学生が事故や事件等に遭遇した場合など緊急時は必ず大学に連絡すること。

※大学の緊急時電話番号

区分	対象	連絡先	電話番号
平日 8:30～17:15	医学科1年生	教育支援課（下鴨）	075-703-4921
	医学科2年生以上 看護学科	教育支援課学生支援係	075-251-5228 075-251-5166
上記以外	全員	保安室	075-251-5131

避難場所【京都府立医科大学河原町・広小路キャンパス】



番号	所在建物	一時避難場所	広域避難場所
①	E病棟・管理棟 大学本部棟	大学正門北緑地帯エリア	鴨川河川敷右岸
②	基礎医学学舎	基礎医学学舎南エリア	鴨川河川敷右岸
③	基礎医学学舎・外来診療・ 臨床医学学舎	基礎医学学舎東エリア	鴨川河川敷右岸
④	病棟	病棟東エリア	鴨川河川敷右岸
⑤	永守記念最先端 がん治療研究センター	永守記念最先端がん治療研究 センター玄関前エリア	鴨川河川敷右岸
⑥	附属図書館・合同講義棟 看護学学舎	広小路正門エリア	京都御苑

9 課外活動

課外活動は、正規の授業以外に行う学生の自主的かつ組織的な活動であり、各自の趣向や能力を広く生かし、全人格的な自己の向上を図るのに有用と考えられる。正課教育を通しての学問研究とともに、大学生活を送る上で欠くことのできない重要な役割を担っている。

本学においても、文化部・体育部の下に各分野にわたって活発なサークル活動が行われており、できる限りいずれかのサークルに加入して意義ある学生生活を送ることをすすめる。

(文化部) 10部

軽音楽部	茶道部	音楽部交響楽団
E S S	混声合唱団たちばな	東洋医学研究会
総合芸術部	囲碁・将棋部	数学研究部
室内楽部		

(体育部) 21部

ワンダーフォーゲル部	サッカー部	バスケットボール部
バドミントン部	剣道部	バレーボール部
硬式庭球部	卓球部	ヨット部
弓道部	陸上競技部	ラグビー部
軟式庭球部	準硬式野球部	柔道部
ハンドボール部	女子ハンドボール部	水泳部
フットサル部	自転車競技部	ゴルフ部

※クラブ活動についての注意

(1) クラブ新設等の手続

ア クラブ新設の要件

- クラブ員数は最低10名以上とすること。
- 顧問は、原則として本学の講師以上の教員に委嘱すること。

イ クラブの新設、解散の手続

体育部長又は文化部長は、クラブが新設又は解散した場合には、速やかにクラブ新設届又はクラブ解散届を教育支援課に提出し、その承認を受けること。

ウ 各クラブは、各顧問の了承の下、毎年5月末日までに部員名簿を教育支援課に提出すること。

エ クラブの名称、部長、顧問等を変更した場合には、速やかに変更届を教育支援課に提出すること。

(2) クラブボックスの使用

クラブボックスの使用に当たっては、次の事項に十分留意すること。

ア 大学の敷地内はすべて禁酒・禁煙であり、クラブボックスでも飲酒・喫煙をしないこと。

イ ゴミは分別廃棄した上で、指定日（毎週水曜日16:00～16:30）に指定場所に出すこと。

ウ 火気には十分注意すること。

エ 退室時必ず消灯し、施錠を確実にすること。

オ 使用時間は、原則として午前9時から午後9時（花園学舎は正門閉鎖時、看護学学舎地階のクラブボックスは午後8時）までとし、同時間帯以外に使用するときは、事前に部室時間外使用願を教育支援課に提出して承認を受けること。

カ 鍵の複製は行なわないこと。

(3) 合宿・遠征届

クラブが合宿を行うときは、必ず事前に合宿・遠征届を学生部長に提出すること。

(4) 事故届

クラブ活動中又はクラブボックス内で事故（医師の診断を受けるような負傷、盗難等）が生じた場合には、速やかにクラブ顧問に報告するとともに、事故届を教育支援課に提出すること。

(5) 安全の確保

クラブ活動には様々な事故等の危険が伴うので、各クラブでそれぞれの競技等の安全ルールや想定される危険を部員相互で確認し、安全への認識を高めた上で活動すること。全部員は、お互いに加害者にも被害者にもなる可能性があるので活動には責任を伴うことを自覚すること。

また、在學生は前年度の3月31日までに、新入生は5月31日までに、必ずスポーツ安全保険に加入し、危険防止に一層努めること。

(6) 無断転貸の禁止

体育施設の使用許可を受けた後、他の者に無断転貸してはならない。

10 学内施設の使用

(1) 講義室（授業以外に使用するとき）

ア 使用できる時間

原則として、平日の午前8時から午後6時まで。特別の事情があるときは、休日についても同様とする。

イ 基礎医学学舎出入口の夜間施錠

平日の午後8時以降（土日祝日は午後6時以降）は、基礎医学学舎からの退出は可能であるが、入場はできない。（退出の際は西側の自動扉が開く。）

ウ 使用条件及び使用手続

- a 本学学生が主催する学内者のみを対象とした会議、集会であること。
- b 講義室は、学生ホールが使用できない場合に限り使用できるものであること。
- c 教育支援課に使用許可申請書を提出し、承認を受けること。
- d 使用に際しては、使用責任者及び使用する者の範囲を明確にすること。責任をとれない者に対しては、使用を承認することができない。

(2) 臨床演習室（スキルス・ラボ）

ア 利用できる時間は原則として平日の午前9時から午後9時まで。ただし、大学行事等による利用により、使用できない場合がある。

イ 利用する場合は、あらかじめ看護実践キャリア開発センター（看護学学舎1階）に連絡の上、利用の承認を受けること。

ウ 詳しくは本書50ページに記載する利用規約の内容を参照のこと。

(3) 学生ホール（附属図書館棟地下）

ア 自由に使用できる時間は、平日の午前8時から午後10時まで。時間外、日曜日、土曜日、祝日及び大学の休業期間中に使用するとき並び

に集会、展示等のためホール全体を占有するときは、あらかじめ、教育支援課に申請し、承認を受けること。

イ 使用に際しては、本書60ページに記載する学生ホール運営規約に定める注意事項を遵守するとともに、火気及び清掃に十分留意すること。

(4) 体育室（河原町キャンパス）

使用できる時間は、平日及び土曜日の午前7時から午後10時まで。時間外、日曜日及び祝日に使用するときは、あらかじめ、教育支援課に申請し、承認を受けること。ただし、以下の利用枠については、卓球部が占有して使用できるものとする。

- ・月曜日から木曜日 午後5時から午後8時
- ・土曜日 午前10時から午後8時

(5) 体育館及びテニスコート（河原町キャンパス）

使用できる時間は、原則として午前9時から午後8時まで。

体育館の使用に当たっては、係員の指示に従うこと。また、原則、使用する前日までに教育支援課に申請し、承認を受けること。ただし、以下の利用枠においては、申請を不要とする。

- a 午後4時から8時
 - 月：バレーボール
 - 火：バスケットボール
 - 水：バドミントン
 - 木：バスケットボール
- b 午後1時から8時
 - 土：バスケットボール
- c 午後5時から8時
 - 日：フットサル

なお、準備等についても承認された時間及び利用枠の時間内で実施すること。

(6) 体育館・テニスコート・運動場（花園キャンパス、下鴨グラウンド）

使用できる時間は、原則として午前9時から午後8時まで。使用するときは、事前に教育支援課（花園キャンパスについては体育館管理人室）に申請し、承認を受けた上、体育館及びテニスコートの使用の際は、当日鍵貸出簿に記入し鍵を借りて使用すること。使用に当たっては、使用上の遵守事項及び係員の指示に従うこと。

11 掲示等

- (1) 大学内における掲示、放送、印刷物配布、立看板等の広告類（以下「掲示等」という。）について、学生専用掲示板に掲示する以外のものについては、教育支援課へ申し出て学長の許可を受けなければならない。
- (2) 掲示等の期間及び規格
 - ア 掲示等を行うことができる期間は、許可の日から1週間以内とする。
 - イ 掲示物の大きさは、新聞紙2枚大以内とする。
 - ウ 立看板の大きさは、縦2m、横1m以内とする。
 - エ 掲示場所その他の事項については、大学が指定する。
- (3) 学生専用掲示場所は次のとおりである。
 - (下鴨キャンパス)
 - 教養教育共同化施設1階自習室南側掲示板
 - (河原町キャンパス)
 - 基礎医学学舎1階廊下東側掲示板
 - 臨床講義棟1階廊下掲示板（南面）
 - (広小路キャンパス)
 - 看護学学舎地階学生ホール掲示板（西面）

12 通学手段

自動車通学については全面禁止である。

二輪車で通学する学生は、指定場所（別に記載する学生用駐輪場位置図を参照のこと。）に駐輪すること。ただし、下鴨学舎の指定場所は別途指示する。指定場所以外に駐輪しているバイク・自転車は、施設もしくは駐輪場まで移動する。不法駐輪を繰り返す学生に対しては、厳格な処分を行う。

駐輪場内であっても、長期間にわたり利用なく放置されている車両については、移動もしくは撤去する場合がありますので留意すること。

なお、駐輪場内での車両の破損や盗難について大学は、一切責任を負わない。

平成30年4月からは、京都府内で自転車を利用する全ての人に、自転車保険に加入することが義務化されている。通学やクラブ活動での事故等には学研災付帯賠償責任保険が適用されるが、私的活動における事故等には保険が適用されないため、各自で自転車保険に加入すること。

また、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されている。自転車事故で死亡した人

の多くが、頭部に致命傷を負っており、自転車に乗る際は、自分自身の命を守るため、ヘルメットの着用に努めること。

なお、令和8年4月1日から自転車の交通違反に青切符（交通反則通告制度）が導入されているので、交通ルールの一層の遵守に努めること。

● 青切符対象の反則行為抜粋 ●	
<p>5,000円～6,000円</p> <p>信号無視 ・赤色点滅信号 (5,000円) ・赤色信号 (6,000円)</p>	<p>6,000円</p> <p>通行区分違反 追越し違反 踏切不停止等 交差点安全進行義務違反</p> <p>環状交差点安全進行義務違反 横断歩行者等妨害等 安全運転義務違反</p>
<p>7,000円 道断路切立入り</p>	<p>12,000円 携帯電話使用等(保持)</p>
<p>5,000円</p> <p>通行禁止違反 被側方通過車義務違反 道路外出入左右折等自動車妨害 車間距離不保持 路面電車で左方不停止 交差点右左折等自動車妨害 環状交差点通行車妨害等 指定場所一時不停止等 減光等義務違反 警告器吹鳴義務違反 自転車制動装置不良 安全地帯徐行違反 安全不確認ドア開放等</p>	<p>5,000円</p> <p>歩行者用道路徐行違反 通行帯違反 法定横断等禁止違反 進路変更禁止違反 乗合自動車免進妨害 交差点優先車妨害 緊急車妨害 交差点等進入禁止違反 合図不履行 乗車積載方法違反 泥はね運転 転落等防止措置義務違反 停止措置義務違反</p> <p>3,000円</p> <p>路側帯進行方法違反 道路外出入左右折方法違反 警告器使用制限違反 原付等牽引違反</p> <p>並進禁止違反 交差点右左折方法違反 軽車両乗車積載制限違反 自転車道通行義務違反</p>

13 拾得物及び遺失物

学内で落とし物を拾得した場合又は物を紛失した場合は、速やかに教育支援課へ届け出ること。

14 持ち物の管理

時計、財布等貴重品については、自己管理を徹底し、鞆等を教室に置いたまま席を離れないこと。また、教科書などの学用品を教室に置き放しにしないこと。

15 敷地内全面禁煙

大学敷地内は、全面禁煙であり、学内での喫煙を禁止する。

16 ごみの分別廃棄

本学では、ごみの分別廃棄を実施している。ごみを出す場合は、必ず分別して、所定の場所に廃棄すること。また、解剖器具（メス・注射針等）など鋭利なものを廃棄する場合や、廃棄方法が分からない場合は、必ず教育支援課に申し出ること。

なお、衣類等は各自持ち帰り、自宅で処分すること。

廃棄物分別収集区分表

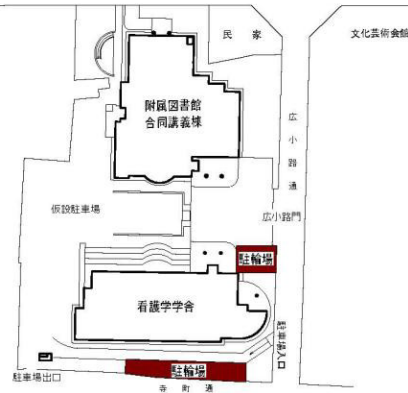
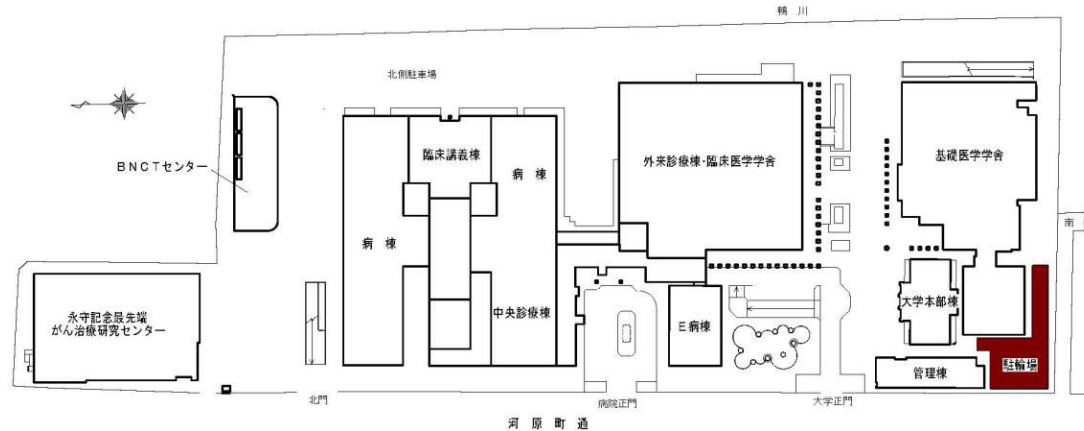
	区 分	廃棄方法	搬出場所	備 考	
感 染 性 廃 棄 物	・鋭利な器具等以外 包帯、ガーゼ、ゴム手袋、脱脂綿等の可燃物	教育支援課に申し 出ること			
	・鋭利な器具等（未使用を含む） ディスク注射器（針）、点滴セ ット（針）、輸血セット（針）、 メス等	教育支援課に申し 出ること			
非 感 染 性 廃 棄 物	・一般廃棄物 弁当がら、ビニール、プラスチ ック、プラスチックボトル、チ ュープ類、空アンプル等	緑色のビニール袋 に入れ搬出するこ と。	所定の場所 （置き 場等）	搬出前に教育 支援課に申し 出ること （水曜日の 16:00～16:30）	
	・お茶、ジュース類の空カン、 空ビン、ペットボトル	青色のゴミ袋に入 れ搬出すること。			
	・金属製のゴミ	ゴミ箱附近に設置 されている金属専 用ゴミ缶に捨てる こと。	所定の場所 （置き 場等）		
	・新聞・チラシ、本、雑誌・カタ ログ	十文字にひも掛け し、搬出するこ と。		搬出前に教育 支援課に申し 出ること （水曜日の 16:00～16:30）	
	・紙類 ※シュレッダーで処理した紙は指 定の透明の袋に入れて廃棄す ること	ダンボール箱に入れ、ガムテープで 封かんし、搬出す ること。			
	・大型ゴミ	原則として各クラ ブで処分するこ と。			
	物	・乾電池			教育支援課 に申し出る こと
		・布類、木片、発泡スチロール			
・有害廃液等		教育支援課へ事前 に廃棄有害廃液一 覧表を提出し、廃 液については、漏 れ出さないよう容 器等に密封して廃 液倉庫に搬入す ること。		回収は年2回	
・その他のゴミ クラブの通常の活動により発生 したものと認められるものに限 る。 例：ボール、ネット、グラウンド やコート雑草等				搬出前に教育 支援課に申し 出ること （水曜日の 16:00～16:30）	

※ ゴミ袋は必ず教育支援課で交付を受けること。一般に販売されているゴミ袋の使用
や、学内ゴミ捨て場等においてあるゴミ袋の使用は認めない。

※ 分別の対象外のものは、各自で持ち帰ること。

※ 廃棄方法等に違反した場合は、処分の対象となる場合がある。

学生用駐輪場位置図



駐輪場への出入可能時間

- ・ 広小路キャンパス 看護学学会前駐輪場
月～土 7:00～23:00 (日曜日・祝日は閉鎖)
- ・ 広小路キャンパス 寺町通側駐輪場
月～日 終日
- ・ 河原町キャンパス 管理棟奥駐輪場
月～日 終日

Ⅲ ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー

1 医学部医学科

○ディプロマポリシー（学位授与方針）

本学では、「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念に則り、有能な医学者・医師となるために必要な医学に関する基本的知識・技能と医の心とを教授し、医学の深奥を究め科学・文化の発展と人類の福祉に寄与する医療人を育成することを教育理念として実践している。医学科では、当該理念を熟知し、所定の年限に必要な単位を修得した上で、次の学修要件を満たした者に対して学士（医学）の学位を授与する。

1 医学知識と問題対応能力

基本的な医学の知識を習得するとともに、常に問題意識をもって医学を探究する姿勢を有し、症候・疾患・病態を深く理解し幅広く対応できる能力を身につけていること。

2 診療技能と医の心

基本的な臨床技能を習得するとともに、患者の肉体的な痛みや心の状態に配慮しながら、適切な態度で診療できる能力を身につけていること。さらに地域保健・医療の重要性と地域医療におけるチーム医療の実際を理解し、多職種間連携を通して医療人としての高い意識・使命感を持っていること。

3 コミュニケーション能力

患者と医師とがお互いに理解し合い問題を共有しながら解決することを目指し、医療内容を分かりやすく説明するなど、患者とその家族との良好な関係を築くことができるコミュニケーション能力を身につけていること。

4 科学的探究心

医学・医療を科学的にとらえることができ、その問題点を見出し解決するための研究の重要性を十分に理解するとともに、将来的に研究倫理をふまえ世界的視野に立った研究を遂行する素養と高い意欲を有していること。

5 プロフェッショナルリズム

生命及び人間の尊厳を重んじ、豊かな人間性と創造性を培いながら、人の命に深く関わり健康を守るという医師・医学者の職責を十分に自覚し、信頼される安全な医療を実践できる高い倫理観と問題解決能力を有し、チームの中での役割を見出し医療に取り組める能力を身につけていること。

6 社会における医療の実践

地域社会はもとより、日本の医療のあり方や現状・課題を理解するとともに、これらを実践するための基礎的素養を身につけていること。

7 国際的視野

国際社会における医療・健康についてその現状や課題を理解し、将来的に世界的な視野で医学・医療を実践できる能力を身につけていること。

8 生涯にわたって学ぶ姿勢

医療の質の向上と医学の進歩のために絶えず省察し、他の医師・医療者・研究者とともに研鑽しながら、生涯にわたって向上を続ける意欲と態度を有していること。

○カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）

本学では「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念に則り、有能な医学者・医師となるために必要な医学に関する基本的知識・技能と医の心を教授し、医学の深奥を究め人類の福祉に寄与する医療人を育成することを教育理念として、これを実現するために次のとおりカリキュラムを策定する。

1 医学知識の教授と問題対応能力の育成

基礎医学では生命現象と人体の構造・機能、疾患の成り立ちや薬物療法の基礎を修得させるために系統講義を行い、さらに自ら学ぶ中で課題を探索し解決する能力を育むために演習や実習を行う。臨床医学では症候・疾患・病態を修得させるために、修得した基礎医学に立脚した系統講義や演習を行い、さらに臨床的課題に適切に対応し根拠に基づいた医療を実践する能力を育成するために、診療参加型臨床実習を行う。

2 診療技能と医の心の育成

患者の肉体的な痛みや心の状態に配慮した対応能力を身につけさせるために、総合診療学などのプライマリケア教育を実施する。

3 コミュニケーション能力の育成

患者とその家族はもとより、チーム医療従事者との良好な信頼関係を築く上で不可欠なコミュニケーション能力を身につけさせるために、医学概論や人権教育などの講義を行い、さらにロールプレイなどによるグループ学習や臨床実習を取り入れる。

4 科学的探究心の育成

医学・医療に問題意識を持って向き合い、その課題を科学的に解決する上で必要な実験的研究や調査研究の重要性を認識させ、高い倫理観をもった研究マインドを涵養するために、基礎・社会医学教室への研究配属等を実施する。

5 プロフェッショナルリズムの育成

幅広い教養や豊かな人間性を養うために、人文社会科学や自然科学等を履修させるとともに、学生の多様な学習意欲に応えるべく京都三大学教養教育共同化科目の受講を推進するなど充実した教養教育を実施する。また、自ら課題を探究し解決する能力や、高い倫理観を持ち安全で信頼される医療を実践する能力を育成するために、課題発見型教育や医療倫理教育を充実させるとともに、グループ学習等を用いたアクティブ・ラーニングによる学修を実施する。

6 社会における医療の実践

地域の保健・医療の重要性や日本及び世界の医学・医療の現状や課題を理解させ、チーム医療に貢献できる高い素養を持つ人材を育成するために、社会医学の系統講義を行う。さらに、学習した社会医学の知識を基盤とし、地域保健実習や京都府北部地域での臨床実習を含む重層的な実地教育を通して現代の医療の課題を体験・理解させる。

7 国際的視野の涵養

国際的な視野で医学・医療を実践できる能力を身につけられるよう、低学年から高学年次にわたる継続的な英語教育を実施する。また、国際社会における医学・医療の現状を理解させるために、交換留学等の国際交流を積極的に推進する。

8 生涯にわたって共に学ぶ姿勢の涵養

医師・医学者に必要な知識・技能を生涯にわたって修得し続ける向上心や科学する心・所作を身につけさせるため、教養教育分野と専門医学分野の枠を超えた横断的な総合講義・実習を行うとともに、学年縦断的な講義・実習も実施する。

9 成績評価

各科目において掲げられた到達目標と成績評価基準に従って、公正で透明性の高い成績評価を行うとともに、修学成果を組織的に評価することにより教育の質保証に向けた取り組みを行う。

2 医学部看護学科

○ディプロマポリシー（学位授与方針）

医学部看護学科では、「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念のもと、学習を通して生命及び人間の尊厳を基盤に豊かな人間性と創造性を培うとともに、専門知識や技術など看護専門職としての総合的な能力を有し、看護学の発展及び保健医療と福祉、地域社会の向上に貢献できる人材を育成している。

これに基づき、学年ごとに定められた進級要件を満たし、卒業に必要な所定の単位を修得した上で、以下の見識と能力を修得した者に、学位を授与する。

1 豊かな人間性を備え、全人的な看護を展開できること

看護学は人間を対象とするため、人間をどのように理解できるかが重要な鍵となる。そのために豊かな教養と人間性を備え、奥深い専門的知識や技術など幅広い視野と洞察力をもち、人間を全体的・統合的に捉え、倫理観をもって全人的な看護を展開することのできる能力を育成することを目指している。

2 科学的思考に基づいた判断能力を育て、主体的に看護が実践できること

看護学は実践の科学であり、それゆえ専門的な知識・技術・態度はもとより、科学的思考に基づいた判断能力や問題解決能力を育て、主体的・創造的に看護が実践できる能力を育成することを目指している。

3 保健・医療・福祉の連携を図り、看護が実践できること

地域社会における看護ニーズは益々拡大しており、それらに対応できるように、保健・医療・福祉の連携や調整を図り、協調しながら看護が実践できる能力を育成することを目指している。

4 国際的な視野で健康問題を捉えて看護を考えられること

国際化の進む中で、豊かな国際感覚、高いコミュニケーション能力を持ち、国際的な視野で健康問題を捉えて看護を考えられる能力を育成することを目指している。

○カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）

医学部看護学科では、基礎・教養科目、専門基礎科目、専門科目を配置し、それぞれの講義・演習・実習を通じて、生命及び人間の尊厳を基盤に豊かな人間性と創造性を培い、看護専門職として総合的な能力を有し社会に貢献できる人材を育成するために、カリキュラムを次の方針にしたがって策定する。

1 生命及び人間の尊厳の理解に基づく高い倫理観の形成、人間性及び環境への深い洞察力の育成

看護の対象である人や人をとりまく社会環境についての多面的な理解を促進し、幅広い視野に立脚した医療人としての豊かな人間性を育成する観点から、基礎・教養科目として、生命倫理や人権論、心の科学をはじめ、法律と社会、医療社会史などの科目を設置するとともに、3大学連携による教養教育共同化科目を配置し、選択科目数の拡大と多様な価値観を持つ学生間交流の促進を図る。

また、演習や実習を通じて看護専門職として必要な倫理観や気づきの力を段階的かつ継続的に養成するために、1年次から看護基礎理論や看護人間論、基礎看護学実習といった専門科目を配置する。

2 看護の専門職として必要な知識・技術・態度とあらゆる看護の場において主体的に看護が実践できる能力の育成

人体の構造や生命維持の仕組み、各疾病とその病態および治療や看護の方法など、健康・疾病・障害に関する基礎を修得するため、専門基礎科目において、人体構造機能論、生化学、栄養学、薬理学、病理学、感染免疫学、病態疾病論、成長発達論、生殖健康論、臨床遺伝学、人間看護工学の各科目を、また、保健・福祉に対する理解の増進に向けて、疫学、公衆衛生学、医療情報学などの科目を配置する。

加えて専門科目では、あらゆる場面で主体的な看護を実施し得る専門知識を養成するために、『看護学の基本』、『看護学の展開（理論と実践）』、『看護学の統合と発展』の各科目群を段階的に配置の上、実践的な講義や演習、実習を通じて、看護専門職として必要な高い知識と技術や患者との適切な対応等を体得させることとし、『看護学の基本』において実践に向けた基礎の修得を図るとともに、『看護学の展開』では、成人看護学、小児看護学、母性看護学、老年看護学、精神看護学、在宅看護論の科目ごとに、様々な局面に応じた看護実習を行う。また、『看護学の統合と発展』には、既習である『看護の基本』および『看護学の展開』を統合した実践的な知識・技術を修得し得る各科目に加え、チーム医療や継続看護における看護の役割を理解するための統合実習を配置する。

3 科学的思考に基づいた判断力、問題解決能力の育成

看護の実践局面において不可欠な科学的思考に基づく判断力や問題解決能力について、基礎・教養科目から専門基礎科目、専門科目へと学生参加型教育の段階的履修を通じ当該能力を高めていく観点から、看護現場における基礎的な問題解決スキルの修得に向け、『看護学の基本』科目群にヘルスアセスメント及び看護方法論を設置するとともに、『看護学の展開』に体系化した各科目での看護過程展開に係る事例研究や実習を反復して実施する。

また、医療、看護の質の向上に対し常に課題意識を持ち、この課題を科学的思考に基づき客観的に解決を図ろうとする「研究マインド」の醸成に向け、研究方

法論の科目を設置する。

- 4 地域医療やライフステージなど様々な看護ニーズに応えることのできる、保健・医療・福祉との連携・調整を図る能力の育成

多様化する医療ニーズへの対応やライフステージの変化に寄り添った看護のあり方について理解を促進するため、基礎・教養科目における環境論や生活と経済をはじめとして、専門基礎科目では、社会福祉学、看護と法律、医療と経営、発達心理学、家族社会学など、また専門科目として、在宅看護論、地域看護学概論、小児看護学概論、成人看護学概論、老年看護学概論などを設ける。

また、保健・医療・福祉との連携・調整手法を涵養するために、これらの履修で得た知識に加え、在宅看護実習や『看護学の統合と発展』各科目において実習を行う。

- 5 国際理解とコミュニケーション能力を基にして、グローバルな視野で健康問題を理解し、看護活動ができる能力の育成

国際理解とコミュニケーション能力の醸成に向け、多様な文化を語学から理解するために、基礎・教養科目に英語、中国語、ドイツ語、フランス語、英会話及び国際情勢の理解といった教科を設ける。また、専門科目の『看護の統合と発展』に、国際看護・国際保健や国際看護英語の教科を設置する。

- 6 社会の変化に対応して看護を発展させ、自ら課題を探求し、研究していくことができる基礎的能力の育成

『看護の統合と発展』では、既習の幅広い基礎・教養科目と専門基礎科目、専門科目の接続を重視し、専門職業人としての倫理観を持ち、自らの課題を探求し学び続けるための基礎能力と、看護学を発展するための研究能力を育成するために、研究方法論、看護マネジメント論、看護教育論、看護倫理、看護の統合と実践（演習）、看護の統合と実践（実習）、災害看護論などの科目を設置する。

- 7 成績評価にあたっては、公正さと透明性を確保するため、各科目に掲げられた教育目標に向けた到達度をめやすとして採点し、評価の客観性を担保するため、複次的・複層的な積み上げによる成績評価を行う。

○医学科コンピテンシー（卒業時学修到達目標）

1	基礎医学	生命現象を自然科学的視点から捉え、人体の構造と機能、疾患の本態に関する基礎医学の知識を修得し、疾患の病因、病態、症候、治療、予防の理解に活用できる。
2	社会医学	疫学、保健・医療制度、公衆衛生、予防医学、法医学、医学哲学などに関する知識を修得し、地域や集団の健康課題や医療における社会的・制度的課題の理解と解決に活用できる。
3	臨床医学	高頻度または重要な疾患について、疫学、病因、病理、病態、症候、検査、診断、治療、予後の知識を修得し、臨床推論に基づき適切な診療に活用できる。
4	行動科学	人の認知、感情、行動に関する知識を修得し、患者や家族の心理社会的背景に配慮した行動変容支援や行動科学に基づく適切な対人対応に活用できる。
5	批判的評価	批判的思考に基づいて、医学情報や新しい知見の信頼性と妥当性を評価し、診療や学修に必要な根拠を判断できる。
6	患者背景に基づいた医療	様々な患者背景を把握し、状況に応じた判断ができる。
7	根拠に基づいた医療	臨床疑問に対してエビデンスを収集・吟味し、根拠に基づいた判断ができる。
8	医療面接	基本的な医療面接技法を用い、患者の主訴や訴えの背景を適切に聴き取り、信頼関係を築きながら必要な情報を引き出すことができる。
9	身体診察	基本的な身体診察の手順を理解し、患者の状態に応じて体系的かつ効率的に実施し、所見を正確に解釈して記録できる。
10	臨床技能	基本的な臨床手技について、適応、実施方法、合併症を理解し、適切かつ安全な手順で実施できる。
11	診療録	診療録についての基本的知識を修得し、診療の経過や臨床推論を的確に反映した内容を、体系的かつ簡潔に記載できる。
12	プレゼンテーション	医療チームの意思決定に貢献できるよう、患者の病状や臨床経過、プロブレムリスト、鑑別診断、治療法の要点を整理し、提示できる。
13	救急医療	救急医療の基本的知識と対応体制を理解し、緊急度や重症度を判断した上で、初期対応の実施またはその補助ができる。
14	慢性期医療	慢性疾患の病態や療養生活、支援制度を理解し、指導のもと、症状の管理や治療の継続、生活背景への配慮を含む慢性期医療に参画できる。
15	地域医療	地域の需要と資源にあわせて保健、医療、福祉との連携の中で、医療を行う仕組みを理解し、多職種との協働を説明できる。
16	プライマリ・ケア	疾病・症状の垣根なく、身体的、心理的、社会的側面から健康課題に対応するプライマリ・ケアについて説明できる。
17	診療態度	病に苦む患者および家族に寄り添い、その身体的および精神的苦痛や不安に配慮しつつ顧慮し、誠実で共感的な態度で診療を行うことができる。
18	分かりやすい説明	医療内容や患者の状態について、患者の持つ知識や心理状態、文化、社会的背景に応じた分かりやすい説明ができる。
19	意思決定支援	意思決定支援の意義を理解し、対話や記録を通じて患者および家族のニーズに応じた情報提供を行い、価値観や希望を尊重した意思決定を支援できる。
20	情報共有	多職種連携やチーム医療の重要性を理解し、構成員と必要な情報を的確に共有できる。
21	リサーチマインド	基礎、臨床、社会医学における研究の意義を理解し、医学や医療の未解決課題に関心をもち、科学的根拠に基づいて問いを立てて考えることができる。
22	研究の実践	医学研究の方法論と研究倫理の意義を理解し、指導のもと研究を計画および遂行し、データの解析や成果の報告などの研究活動に取り組むことができる。
23	先端情報科学の活用	医療におけるICT、AI等の先端情報科学の活用方法を理解し、診療や学修において応用できる。
24	倫理性	医師としての職責を自覚し、患者の尊厳と基本的人権を尊重し、医療倫理（生命倫理）の原則に基づくとともに、臨床倫理の方法論を応用して行動できる。
25	医師としての振る舞い	医師としての社会的役割を自覚し、礼節と品位を保ち、他者からの信頼を得られる振る舞いができる。
26	法令と規範の遵守	医療や医学研究に関連する法令および各種の行動規範を理解し、遵守できる。
27	利益相反	医療や医学研究における利益相反の概念と重要性を理解し、その発生の可能性を認識した上で適切に対処できる。
28	医療安全	医療管理体制やリスク管理の重要性を理解し、電子カルテの適切な記載と情報管理、医療事故の防止、医療関連感染症の予防対策と初期対応を含む、安全な医療を実践できる。
29	自己省察	自己と組織の行動を継続的に評価する視点を持ち、フィードバックを受けず省察し、改善できる。
30	役割遂行	保健、医療、福祉などに関わる多職種の役割を理解し、医療チームの一員として自らの役割を認識し、協働できる。
31	社会保険制度	地域や日本全体のニーズを理解し、保健、医療、福祉等の諸制度を理解し、説明できる。
32	災害医療	災害医療の特殊性とそれに関与する支援組織の役割、災害発生時に備え、医師に求められる行動を理解し、説明できる。
33	保険診療	国民皆保険制度と診療報酬の仕組み、ならびに保険外診療の概要とその制度上の位置づけを理解し、説明できる。
34	医学英語	医療や医学に関する基本的な英語の語彙と表現を身につけ、英語による医療面接や情報収集ができる。
35	多文化理解	国や文化による医療制度や健康課題の違いを理解し、文化的背景、社会的立場、価値観の異なる患者に対して多様性を尊重し、適切に対応できる。
36	グローバルヘルス	グローバルヘルスの概念と国際的な医療体制を理解し、世界が抱える健康課題に関心をもち、その取り組みに関わることができる。
37	生涯学習・自己研鑽	医学の進歩に応じて継続的に学び、専門職としての能力を深めることができる。
38	共同学習・後進育成	他者と共に学び合い、その中で得た知識や技能を後進と共有し、互いの成長に貢献できる。

Ⅳ 本学学生としての言動の自覚 ～本学学生が学び、身につけるべき行動規範～

将来、医療従事者となる学生は、本学のディプロマポリシーにおいても示されているように、高い倫理観に基づき、誠実かつ公平・公正に行動し、府民や社会からの信頼を確保することが必須です。

そのため、みなさん一人ひとりの行動のよりどころとして、以下のとおり行動規範を定めています。

- ① 私たちは、京都府立医科大学の目的を深く理解し、本学の構成員として学内規則を遵守するとともに、教職員等が行う教育、研究、臨床及び社会貢献活動に協力します。
- ② 私たちは、学生である前に社会の一員であるという意識を決して忘れることなく、法令や社会規範を遵守し、積極的に社会に関わって行動します。
- ③ 私たちは、一人ひとりの人権と人格を尊重し、差別、偏見及びハラスメントにつながる言動は行いません。
- ④ 私たちは、学生の本分は勉学であることを自覚して勉学に励み、自ら研鑽して豊かな人間性、高い倫理観やプロフェッショナリズム、幅広い教養を身につけるとともに、高度で専門的な知識・技能を修得します。
- ⑤ 私たちは、知の共同体に集うものとして、これまで本学が創出・継承・蓄積してきた知に対して敬意を払います。
- ⑥ 私たちは、研究活動の実施及び研究成果の発表においては、社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、常に正直・誠実に判断し、行動します。
- ⑦ 私たちは、医学・医療に関わる者として守秘義務と個人情報保護を徹底し、SNS等インターネット上を含めた情報発信や管理については細心の注意を払います。
- ⑧ 私たちは、有意義で悔いのない大学生活を送るため、学生の本分を守り、健全な学生生活を習慣としつつ、勉学やクラブ活動等を通じて豊かな人間関係を築くように努めます。

個別の留意事項及びその注意すべき事例

(1) 人権の尊重

人権とは、すべての人間が生まれながらにして持っている決して侵されることのない基本的権利であり、学生、保護者、患者、教職員等、その他すべての人々の人権を尊重し、差別や偏見を持つことは決して行ってはならない。

(2) 法令や社会規範の遵守

○交通事故の防止

最近、自動車等を運転する学生が増加し、交通事故が多くなっている。

将来、人の健康と生命を守ることを使命とする医学生・看護学生であることを自覚するとともに、万一交通事故等によって罰金以上の刑に処せられると医師・看護師等の免許が交付されないことがあるので、交通事故は絶対に起こさないよう、特に注意すること。また、自転車での事故にも注意すること。

なお、飲酒運転は、仮に事故につながらなかったとしても、論外な反社会的行為であることに変わりはないので、絶対にしないこと。

万一、不幸にして交通事故が発生した場合は、直ちに教育支援課に連絡すること。

○薬物乱用の防止

薬物乱用は、心身への危害が計り知れず、乱用者本人のみならず、周囲の人、さらには社会全体に対しても、取り返しのつかない被害を及ぼしかねないことから、薬物事犯による刑罰は、極めて重く厳しいものとなっている。薬物乱用を防止するため、医学部生としての本分を十分自覚の上、薬物乱用の恐ろしさを理解し、それを拒絶する強い意志を持ち、良識ある行動をとること。万一、違法事犯が発生した場合は、退学を含めた厳しい処分を臨むので留意すること。

○飲酒（アルコール）に関して

学生の大学構内（クラブボックス、学生ホールを含む。）での飲酒を禁止する。

お酒は嗜好品であるが、時として尊い命を奪う危険性があることを十分

認識し、学外において酒席を設ける場合は以下の点に留意すること。

ア 「未成年者飲酒禁止法」「道路交通法」を踏まえ、未成年者、自転車、自動車を運転する者には絶対飲酒させない。

イ 未成年者が参加する酒席では、「席を分ける」「未成年がわかるバッジ等をつける」など未成年者が飲酒しない具体策を講じること。

ウ アルコールハラスメントとなるような次の行為は絶対にしないこと。

- 飲酒の強要

上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。

- イッキ飲ませ

場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争（「コール」等）などをさせること。

- 意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して、飲み会を行なうことで、傷害行為にもあたる。

- 飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめる、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。

- 酔ったうえでの迷惑行為

酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為。

(3) ハラスメント・DVの防止

本学学生として、人権を尊重し、生命を守るあたたかい言動をとるよう自覚すること。たとえ学生同士であっても、他者の身体的特徴や人格に関わる事項等について、取り立てて話題にしたり、からかったりする行為は、ハラスメントであると認定されることを自覚して、良識ある行動をとること。

※ ハラスメントとは、「性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうこと」をいう。（本学ハラスメント防止委員会設置規程から）

(4) プロフェッショナリズム（アンプロフェッショナリズム）

医療者は、社会に対してプロフェッショナルとして責任を負っている。そのため、学生のうちからプロフェッショナリズムの涵養に取り組むことが必要である。

(5) 研究活動における行動規範

授業用に教員が作成したスライド等の教材にも知的財産権があり、学生はその取扱いに注意する必要がある。

(6) 臨床実習における医療安全と医学実習生の行動規範

医療安全の概念と体制、医学生に要求される医行為を正しく理解し、守秘義務や個人情報保護を遂行して、患者・家族と医学実習生の安全確保につとめなければならない。

(7) 個人情報の保護・情報セキュリティ対策

高度に発達したネットワーク社会の中では、本学の情報資産も大学内外からの不正アクセスによる情報漏洩やシステムの破壊等、様々な攻撃の危険にさらされている。

必要な限度を超えた電子カルテへのアクセス、患者の個人情報の流出につながるような病院情報（写真の掲載を含む。）のSNS等のインターネットへの書き込み、執務時間中のSNS等への書き込み等の職務に関係ない行為等は禁止されている。

他人に自分のユーザ名及びパスワードを使用させないことを徹底するとともに、電子カルテ等のIDやパスワードを紛失しないよう管理を徹底すること。

アンプロフェッショナルな行動の定義と例に関して

1. アンプロフェッショナルな行動の定義

アンプロ行動とは、医療従事者としての責任や倫理規範を逸脱し、患者の安全、医療チームの機能、あるいは自身の学習と成長の阻害に繋がる行動である。

2. アンプロフェッショナル行動の例

1) 「関わり」の不足:

割り当てられた活動に欠席または遅刻する(追悼式・模擬患者における無断欠席を含む)、締め切りを守らない、主体性がない、全般的な乱れ、手抜きをする、チームワークの欠如、言語の問題。

2) 「誠実さ」の不足:

試験での不正行為、嘘をつくこと、盗用(学友のレポートを写す)、データの捏造、データの改竄、詐称、必要な同意を得ずに行動すること、規則の不遵守。

3) 「相互関係」の不足:

拙い言語的/非言語的コミュニケーション、ソーシャルメディアの不適切な使用、適切でない服装、教育現場での迷惑行為、プライバシーおよび守秘義務の侵害、いじめ、差別的行為、セクシャルハラスメント。

4) 「内省」の不足:

フィードバックを避ける(教育センター等の呼び出しに応じない)、自分の行動に対する洞察がない、他者のニーズに敏感でない、自分の不備ではなく外的要因を責める、フィードバックを受け入れない、変化を拒む、自分の限界に気づかない。諸君は社会人としての判断とともに、医療人としての基本理念を身に着ける時期であるのでアンプロな行動について再確認してもらいたい。

V 諸証明の交付及び諸届・願等

1 諸証明の交付

次の各種証明書は、教育支援課で交付する。

諸証明	事由
○ 学 生 証	<ul style="list-style-type: none"> ・入学時に交付するので学生証交付台帳に必要事項を記入し、提出すること。 ・学生証は常に携帯していなければならない。 ・学生証を紛失したときは、速やかに届け出るとともに、再交付願を提出すること。なお、再交付には手数料1,000円が必要である。 ・住所変更等、学生証交付台帳の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。 ・学生証は卒業式当日に必ず返還しなければならない。
※ 在 学 証 明 書	必要の都度交付する。
※ 通 学 証 明	<p>通学定期券購入希望者に必要な場合、通学証明申請を行うこと。（定期券購入に係る通学証明願（在学生用） - Google フォーム：https://docs.google.com/forms/d/1-FmKST8JShD0nqGcRmNGTDMTYm7F08VN1_0i1_r87Eg/edit）</p>
※ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	<p>帰省その他で片道101km以上の旅行をする希望者に交付する。有効期間：発行日から3箇月。ただし、卒業等により、本学の学生でなくなった時には失効する。</p>
○ 卒業（見込）証明書 ○ 学業成績証明書	<p>必要の都度交付する。希望者は証明書交付申請書に必要事項を正確に記入して申し込むこと。（申請書の様式は本学のホームページからも入手可能）</p>

（注）○は、教育支援課に備付けの所定用紙により手続、※は、申請用ファイルにより手続をする。

備考

- ① 上記証明書のうち※印は、原則として翌日交付となるので必ず希望日の前日までに申し込むこと。（当日の発行は行わないので注意すること）
- 印及び英文証明等は、交付までに1週間程度の日数を要するので注意すること。

- ② 卒業後は、各種証明書の交付申請をする場合は1通につき400円の証明手数料が必要である。郵便で証明書を請求する場合は、前記手数料と返信用封筒及び切手を必ず同封し、次の事項をもれなく知らせること。

卒業年月日、氏名（卒業後改姓した者は、旧姓を併記のこと。）、証明書の用途、提出先、現住所、電話番号（連絡用）

※なお、申請書の様式は、本学のHPからダウンロードできる。

<https://www.kpu-m.ac.jp/doc/department/gakubu/shinsei.html>

2 諸届・願の提出

次の各種届・願を提出する必要があるときは、速やかに教育支援課で手続きをしなければならない。

諸届・願	事由
学生証交付台帳	入学時に提出すること
試験欠席願	やむを得ない理由により試験を欠席するとき（医学科のみ） 注：「試験受験上の注意（2ページ）」を参照のこと。
実習欠席届	やむを得ない理由により実習を欠席するとき（医学科のみ）
講義欠席届	やむを得ない理由により講義を欠席するとき（医学科のみ）
履修届	医学科生は選択科目及び自由科目を履修するとき。看護学科生は全ての履修科目について、各学期のはじめにポータルサイトにより登録する。なお、届出方法・期日は別途指示する。
休学願	休学しようとするとき
復学願	休学したものが復学を希望するとき
退学願	退学しようとするとき
住所等変更届	住所、電話番号を変更したとき
姓名、本籍地変更届	婚姻等により姓名、本籍地の都道府県を変更したとき
保証人変更届	保証人、保証人の住所、電話番号を変更したとき
講義室等使用許可申請書	講義室や演習室等を授業以外に使用しようとするとき
学生ホール使用申請書	学生ホールを休日等に使用しようとするとき

諸届・願	事由
体育室使用願	体育室（河原町キャンパス）を時間外に使用しようとするとき
体育施設使用許可願	体育館、テニスコート及びグラウンド（花園キャンパス、下鴨グラウンド）を特定の日に占有するとき
学生証再交付 願	学生証を紛失したとき。（再交付手数料1,000円が必要）
名札の再貸与 願	名札を紛失・汚損したとき
クラブ新設届	クラブを新設しようとするとき
クラブ解散届	クラブを解散したとき
部員名簿	5月末日までに提出すること
変更届	クラブで役員等を変更したとき
合宿・遠征届	宿泊を伴う合宿遠征又は京都府外での合宿遠征をするとき
事故届	学生にかかわる事故があったとき
海外渡航届	海外へ旅行するときは、プライベートな旅行であってもGoogle Formで届け出ること。（海外渡航届 提出Web フォーム： https://forms.gle/4xXuAmtvxxJrJmd16 ）

3 教育支援課の連絡先等

課名	担当名	内容	
教育支援課	学生支援係	電話番号	075-251-5228 又は 5166
		FAX番号	075-251-5216
		E-mail	医学科 gakuse*koto.kpu-m.ac.jp 看護学科 kngjimu*koto.kpu-m.ac.jp
		執務室所在地	基礎医学学舎 2階
	学生支援係 (下鴨)	電話番号	075-703-4921
		FAX番号	075-703-4979
		E-mail	kyjim*koto.kpu-m.ac.jp
		執務室所在地	下鴨キャンパス教養教育共同化施設 (稲盛記念会館) 1階

メールアドレスの「*」は「@」に置き換えてください。

大学事務局各部門の問い合わせ先は以下のリンク先を参照のこと。

<https://www.kpu-m.ac.jp/doc/about/inquiries.html>

VI 授業料の納付・減免、奨学金等

1 授業料減免制度

本学では、高等教育修学支援新制度による授業料減免制度及び京都府公立大学法人独自の授業料減免制度の2つの制度がある。

(1) 国の施策による高等教育修学支援新制度【対象：学部生】

①給付型奨学金（原則返還が不要な奨学金）と②授業料等の減免（授業料と入学料の免除又は減額〔入学料は新入生のみ対象〕）が受けられる。

この制度による支援を受けるためには、原則として、日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金に申請し、採用されることが必要となる。

授業料の減免額は、授業料の全額、2/3の額、1/3の額、1/4の額となり、対象は、学部生のみで、留学生及び大学院生は対象外となる。

なお、高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない者が対象となる。

また、令和7年度から、子供3人以上を扶養する多子世帯の場合、所得制限なく国が定める一定の額まで授業料等の支援（授業料の全額支援と入学料の全額又は減額支援〔入学料は新入生のみ対象〕）が受けられる。

※詳細については、以下のホームページを参照すること。

○文部科学省ホームページ

・高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/

○日本学生支援機構ホームページ

・奨学金の制度（給付型）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/>

(2) 京都府公立大学法人独自の授業料減免制度【対象：学部生・大学院生】

1で対象とならなかった者も法人独自制度で減免申請をすることができる場合がある。

ア 対象者

学業成績が良好である者で、次のいずれかに該当する者（ただし、原則として留年者を除く。）

①授業料を主として負担する者が生活保護法による生活扶助を受けている者又はこれに準ずる生活困窮者である場合

- ②授業料を主として負担者が授業料の納付期限前1年以内において死亡、疾病、生業不振等又は風水害等の災害により、授業料の負担が著しく困難な状況にある場合

イ 授業料の減免額

授業料の全額又は半額

(3) 新制度と法人独自制度の併用について【対象：学部生】

授業料減免による支援については、原則として、学部生は、新制度による支援を基本とし、新制度の申請資格を満たすにも関わらず、法人制度の授業料減免のみ申請することは認められない。

新制度による支援が受けられなかった者（日本学生支援機構の給付型奨学金に不採用となった学部生、大学院生等）は法人独自制度による支援を行うことが出来る場合もある。

(4) 家計急変の場合の申請

予期できない事由により家計が急変した学生は、随時、授業料減免を申請することができる。（家計急変事由の発生後3ヶ月以内に申請。）家計急変を事由として授業料減免を申請する場合は、まず電話・メール等で、教育支援課に相談すること。

4月の授業開始当初に減免希望者の受け付けを行うので、教育支援課で申請書類を受取り、必要書類を添えて申し込むこと。受付期間は学内掲示する。

2 奨学金制度

(1) 日本学生支援機構の奨学金

優れた学生で、経済的理由により修学が困難な人が対象となる。

奨学金は、貸与型と給付型の二種類がある。給付型奨学金の対象となる場合、併せて授業料の減免を受けることができる。詳細や募集案内については、学内掲示等により連絡する。

(2) その他の奨学金

大学へ募集案内があれば、随時掲示する。

3 授業料の納付

授業料は納入期限厳守の上、定められた額を次のとおり納入すること。納入を怠った場合、除籍となる場合があるので注意すること。

(1) 授業料の額

年額535,800円

納入区分

医学科の平成26年度入学以降の学生は前・後期（2期）の区分、それ以外の学生は1・2・3学期（3期）の区分により納入する。

看護学科は前・後期（2期）の区分により納入する。

(2) 納入の方法

口座引落（引落口座は学生が登録）

なお、口座引落を希望しない学生は、各学期の授業開始日に教育支援課で「納入通知書」を配付するので、各自受け取り、納入期限内に京都銀行本店及び支店又は最寄りの各銀行・信用金庫・農協から納入すること。

府外の場合は、各金融機関に問い合わせること。

Ⅵ 福 利 厚 生

1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険

授業中や課外活動中の不慮の災害事故補償のための「学生教育研究災害傷害保険」・「学研災付帯賠償責任保険」制度がある。

これらの保険は、入学時に全員必ず加入することになっている。保険料一括払いであり、在学期間中を対象としている。(ただし、留年・休学等の場合は、別途、新たな加入が必要となるので注意すること。)

学生教育研究災害傷害保険の範囲は、正課中、学校行事中の事故、前記以外で、学校施設内にいる間の事故、学校施設外で大学に届け出た課外活動中の事故による死亡又は傷害及び通学途中及び学校行事・課外活動における移動中に生じた事故についても補償される。

また、学研災付帯賠償責任保険の範囲は、医学科第1学年の医学概論実習時や第4～6学年の臨床実習、看護学科第3～4学年の臨地実習等に係る対人・対物補償を目的としている。(平成26年度入学生から)

また、任意加入の保険として、学生教育研究災害傷害保険付帯の学生生活総合保険がある。加えて、文化部及び体育部の各サークルに参加する者は、それぞれのクラブにおいて「スポーツ安全保険」に加入するよう大学として指導しているので、必ず加入手続きを行うこと。

2 生協事業

- (1) 令和5年1月より生協の組合員証が大学生協アプリ（電子組合員証）に変更となっています。生協電子マネーやミールシステムの利用には大学生協アプリの登録が必要です。生協加入と併せてお手続きください。

※生協加入

<https://kpu-m.u-coop.net/new-comer/>

生協加入について不明なことがある場合には、生協本部（購買部医学部店）に問い合わせること。

- (2) 生協店舗の営業

・購買部医学部店11：00～17：00（平日のみ）

文具、飲料、菓子、医書、国家試験対策問題集、パソコン、ソフトウェア、各種プリペイドカード、白衣、教材等、コピー、簡易印刷、バス回数券等

- ・購買部病院店 7 : 30～16 : 00 (平日のみ)
 - 弁当、おにぎり、パン、食品、日用品、雑誌、コピー、バス回数券
- ・下鴨購買店 10 : 00～18 : 00 (平日のみ)
 - 文具、弁当、パン、飲料、菓子、書籍、教科書、パソコン、ソフトウェア、各種プリペイドカード、解剖教材等、コピー、簡易印刷、バス回数券
- (3) サービス事業 (医学部店・下鴨購買店)
 - ・通学制、合宿制教習所、卒業式向けレンタル袴、レンタカーなどの手配
 - ・引越、宅急便取次
- (4) フードサービス事業
 - ・カフェテリア「ポレポレ」 11 : 00～14 : 00 (平日のみ)
 - ・下鴨学生食堂「カブカブ食堂」 11 : 00～14 : 30 (平日のみ)
- (5) 学生総合共済 (「もしも」のときに学業継続を支える制度)
- (6) 学生賠償責任保険 (国内・海外で他人に対する賠償責任保障)
- (7) 学生賠償責任保険 (一人暮らし特約) 下宿生向けの特約

共済・保険は給付・支給のための条件が定められている。

詳しいことは、生協本部 (購買部医学部店 Tel : 075-251-5953) に問い合わせること。

VII 健康管理・学生相談

○ 健康管理

(1) 定期健康診断

毎年4月に健康診断を実施するので、全員受診しなければならない。受診しない者はその年の各実習を受けることができない。

(2) 予防接種

ア 学生自身が感染症にかからない、あるいは患者の方に感染症をうつさないため、本学に入学する者は、本学が指定する項目の抗体検査を各自で受けること。検査の結果、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎、風疹に対する免疫状況が本学附属病院における実習受入基準に満たない場合は、対象疾患のワクチン接種を各自で受けること。また、入学後、本学が指定する日までに抗体検査結果及びワクチン接種状況を報告すること。

イ 入学後に本学が実施する予防接種について、対象者は必ず指定された日に接種すること。

本学で接種しない場合は、各自が自己負担により他医療機関で予防接種を受け、本学へ報告すること。なお、理由もなく予防接種を受けなかった者は、各実習に参加できない。

(3) 保健室

体調不良者の一時対応及び保健指導を行うため、「保健室」が設置されているので、利用する場合は、保健管理センター（電話075-251-5080）まで連絡すること。

(4) 一般診療

負傷又は疾病のため、本学附属病院で診療を受ける場合は、本学学生でも費用の点で特別の扱いをしていないので、保険証を提示して、診察を受けること。

保健管理センター

永守記念最先端がん治療研究センター 4階
連絡先（外線075-251-5080）

1 趣旨

学生と教職員の身体と心の健康の保持増進を図るために、健康相談や定期健康診断、ワクチン接種の実施・管理などを行っています。体調不良者の一時対応等も行っていきます。

2 健康相談

健康全般に関する相談に応じます。状況に応じて学校医への紹介も行います。精神科医や臨床心理士による心の相談窓口もあります。相談を希望される方は、Eメールまたは電話で申し込みを行ってください。

健康全般相談窓口Eメール：hokenc03*koto.kpu-m.ac.jp

電話：075-251-5080

心の健康相談窓口Eメール：hokenc01*koto.kpu-m.ac.jp

電話：075-251-5080

受付時間：月曜日～金曜日9：00～16：00

（相談内容やプライバシーは厳守されます）

メールアドレスの「*」は「@」に置き換えてください。

3 体調不良時

37.1度以上の発熱、呼吸器症状（咽頭痛、咽頭違和感、咳、鼻汁）、倦怠感、消化器症状などの感染症を疑わせる症状がある場合には、登校を控え直ちに保健管理センターに連絡してください。

報告窓口Eメール：hokenc03*koto.kpu-m.ac.jp 電話：075-251-5080

メールアドレスの「*」は「@」に置き換えてください。

症状に応じて登校再開についての学校医や病院感染対策部の指示をお伝えします。なお、臨床実習中の学生は、実習先の医局（教室）や医療機関に対し、保健管理センターから受けた指示内容を連絡した上で、その指示を仰いでください。

4 体調不良者についての一次対応

授業および実習中の体調不良について一次的な対応も行っています。

受付時間：月曜日～金曜日9:00～16:00

カウンセリング (下鴨キャンパス)

カウンセラー 中嶋章作先生

1 目的と内容

「こころの時代」と云われだしたのはいつ頃からでしょうか。また、「癒し系」などという俗な言葉も使われだして久しいような気がします。景気低迷、混迷が長く続く状況下で、経済だけでなく「こころ」の有りようもまた重く問われている時代でもあります。

最高学府に入学した諸君であれば、目前の隘路を切り開く素養、能力に長けていることに論を俟たないでしょう。しかし、現在にあって、こころのスランプは多面的な原因から思わぬ形で現れてくるのが常です。特に医学部という実学を学ぶ場では、他学と異なり複眼視的な考え方を常に要求されるでしょうし、時に諸君の個性が圧倒される場面にも多々遭遇すると思われます。特に入学後の昂揚感にも似た精神状態から醒めて学部の日常に晒されるような時期に思わぬこころのスランプに悩むことが多いようです。医師を志す諸君にとってそのようなスランプは決して否定的な体験とならないでしょう。しかし、問題対処への手がかりがなかなか掴めずに時間を過ごしてしまいかねないのも事実です。

そのような時に、このカウンセリングでは諸君らとの談話を中心に置いて当面する課題の対処を模索していくきっかけの場とするものです。

2 カウンセリングの受け方

①カウンセリングは、毎月下鴨キャンパスで行い、日時は事前に掲示する。希望者は、あらかじめ事務室に申し出るか、又は当日、直接カウンセリング場所に来室すること。

②カウンセリングの定例日以外は、本学学生であることを名乗って、直接中嶋クリニックに連絡、予約した上、同クリニックでカウンセリングを受けることもできる。

中嶋クリニック：電話：075-462-3700FAX:075-462-3701,

Eメール：snakajima1973@gmail.com

メールアドレスの「*」は「@」に置き換えてください。

ク ラ ス 担 任

1 趣 旨

大学生活を有意義に送るため、医学生及び看護学生が学生生活を送る上で直面している問題について話し合い、解決策を探る。

2 相談窓口

困りごとの「よろず相談」は、クラス担任教授（令和8年度クラス担任教授等一覧のとおり）へ。

3 相談方法

相談窓口にメールにより連絡する。内容により、学生部長及び教育支援課職員と連携を取って相談に当たる。

4 秘密厳守

相談する学生個人の秘密は厳守される。

5 相談例

あらゆる相談に応じて解決のための援助をする。

- ・ 勉学に関すること。
- ・ 課外活動に関すること。
- ・ 下宿やアルバイト先でのトラブルなど学生生活に関すること。
- ・ 自分の性格や友人関係などで精神的に不安定なとき。

令和7年度クラス担任教授等一覧

1 医学科

学年		クラス担任教授名	メールアドレス
1	A	吉井 健悟 教授	yoshii-k*koto.kpu-m.ac.jp
	B	吉澤 達也 教授	yoshizaw*koto.kpu-m.ac.jp
2		原田 義規 教授	yoharada*koto.kpu-m.ac.jp
3		高木 智久 教授	takatomo*koto.kpu-m.ac.jp
4		武藤 倫弘 教授	mimutoh*koto.kpu-m.ac.jp
5		福本 毅 教授	fukumoto*koto.kpu-m.ac.jp
6		塩崎 敦 教授	shiozaki*koto.kpu-m.ac.jp

2 看護学科

学年	学年担任	副担任	
		Aクラス	Bクラス
1	毛利 貴子 教授 tmouri*koto.kpu-m.ac.jp	室田 昌子 准教授 murota*koto.kpu-m.ac.jp	柱谷 久美子 講師 khashira*koto.kpu-m.ac.jp
2	宮田 千春 教授 c-miyata*koto.kpu-m.ac.jp	原田 清美 准教授 kiyomih*koto.kpu-m.ac.jp	佐伯 良子 講師 ryoko715*koto.kpu-m.ac.jp
3	内海 桃絵 教授 utsumi*koto.kpu-m.ac.jp	林 容子 准教授 y-haya*koto.kpu-m.ac.jp	占部 美恵 講師 urabem*koto.kpu-m.ac.jp
4	楠木 泉 教授 iksk*koto.kpu-m.ac.jp	伊藤 尚子 准教授 nito*koto.kpu-m.ac.jp	山本 容子 講師 yokoy*koto.kpu-m.ac.jp

メールアドレスの「*」は「@」に置き換えてください。

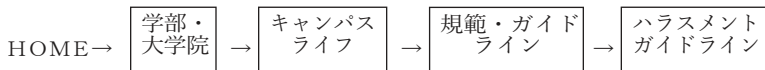
ハラスメント相談員

ハラスメントの防止

すべての学生が個人として尊重され、いきいきと学び、安全で快適に活動できるコミュニティを創り出すことは、学びと成長のために、また大学が社会的使命を果たすためには大変重要です。

そのためには、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントをはじめ、様々なハラスメントの防止に取り組み、学生がお互いに信頼し、安心して学ぶことができる良好な環境づくりに取り組むことが必要となります。なお、学生自身がハラスメントを行う立場にも受ける立場にも置かれる可能性があります。問題にうまく対処できないときは一人で悩まず、担任の先生やハラスメント相談員に連絡してください。（担任は39ページ、相談員は42ページに記載）

※ハラスメントガイドラインを作成しています。詳しくは大学ホームページを参照してください。



<https://www.kpu-m.ac.jp/doc/department/campuslife/guideline/harasument>

本学では、クラス担任教授やカウンセラーの他に、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどに関する相談に応じる「ハラスメント相談員」が置かれています。

主なハラスメント相談員

区分	職名	氏名	メールアドレス
基礎医学教室	教授	原田 義規	yoharada * koto.kpu-m.ac.jp
	教授	高嶋 直敬	n-taka * koto.kpu-m.ac.jp
臨床医学教室	教授	井上 匡美	mainoue * koto.kpu-m.ac.jp
	教授	小野 滋	shige * koto.kpu-m.ac.jp
教養教育教室	教授	高西 陽一	ytakanis * koto.kpu-m.ac.jp
	教授	吉澤 達也	yoshizaw * koto.kpu-m.ac.jp
看護学科	教授	森本 昌史	morimoto * koto.kpu-m.ac.jp
	教授	毛利 貴子	tmouri * koto.kpu-m.ac.jp

メールアドレスの「*」は「@」に置き換えてください。

※ 相談の対象となる教職員の所属に関係なく対応しますので、身近な相談員にコンタクトしてください。

Ⅹ 関係規程

京都府立医科大学学則

平成 20 年 4 月 1 日
京都府立医科大学規則第 1 号

第 1 章 総則

(大学の目的及び使命)

第 1 条 京都府立医科大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）及び京都府公立大学法人定款の規定及び「世界トップレベルの医学を地域へ」という本大学の理念に基づき、医学及び看護学に関する知識及び技能を授け、有能な医師、看護師、保健師及び助産師となるのに必要な教育を施すことを目的とし、医学及び看護学の深奥を究めることを通じ、学術・文化の進展と人類の福祉とに寄与することを使命とする。
(自己点検及び評価)

第 2 条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、本大学における教育研究活動、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
(学部及び学科)

第 3 条 本大学に医学部を置き、医学部に医学科及び看護学科を置く。

2 学科の教育研究上の目的は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 医学科 生命及び人間の尊厳を基盤に豊かな人間性と創造性を培い、高度の医学知識、技術など医師としての総合的な能力を有し、人々の健康を守り医学の発展に貢献できる人材の育成

(2) 看護学科 生命及び人間の尊厳を基盤に豊かな人間性と創造性を培い、高度の専門知識や技術など看護専門職としての総合的な能力を有し、看護学の発展及び保健医療と福祉の向上に貢献できる人材の育成

(大学院)

第 4 条 本大学に大学院を置く。

2 大学院の研究科、修業年限その他大学院に関し必要な事項は、京都府立医科大学大学院学則（平成20年京都府立医科大学規則第 2 号）の定めるところによる。

第 2 章 職員

(職員)

第 5 条 本大学に次の常勤職員を置く。

(1) 学長

(2) 附属病院長

(3) 教員

(4) 事務職員

(5) 技術職員

(6) その他必要な職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 第 1 項第 3 号の教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、学校教育法

の定めるところにより、それぞれの職務を行う。

(常勤を要しない職及び称号付与)

第6条 前条第1項各号に定める職員のほか、本大学に常勤を要しない職を占める教員その他の職員を置くことができる。

2 本大学は、京都府立医科大学規程（以下単に「規程」という。）で定めるところにより、本大学の名称を冠した名誉教授その他の称号を必要と認められる者に対し付与することができる。

第3章 教授会

(教授会)

第7条 医学部並びに医学科及び看護学科に、それぞれの教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 前項に定めるそれぞれの教授会（この条及び次条において、単に「教授会」という。）は、学長、医学科の各教室及び看護学科の各講座（以下「教室等」という。）を担当する教授並びに附属病院長その他規程で定める者をもって構成する。

3 学長は、前項に規定する教室等を担当する教授を欠くときは、当該教室等における担当の准教授又は講師を加えることができる。

4 前項の准教授又は講師は、次条第1項各号に掲げる事項に関する表決に加わるることができない。

(審議事項)

第8条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして規程で定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べるができる。

第4章 医学部

第1節 通則

(修業年限)

第9条 修業年限は、医学科にあつては6年、看護学科にあつては4年とする。

(在学期間)

第10条 在学期間は、医学科にあつては10年、看護学科にあつては8年を超えることはできない。ただし、医学科の各学年について、それぞれ3年を超えることができない。

2 前項の在学期間の計算に当たっては、第20条に規定する再入学又は転入学した者については、前在学期間を通算する。

3 停学が3箇月以上にわたるときは、その超える期間は在学期間に算入しない。(学生定員等)

第11条 学生定員及び入学定員は、次表のとおりとする。

	学生定員	入学定員
医学科	612人	102人
看護学科	340人	85人

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学期は、前期及び後期の2期制とする。

2 各学期の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前期4月1日から9月30日まで

(2) 後期10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 授業及び試験を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 本大学の創立記念日（11月1日）

(4) 学長が別途定める春季・夏季・冬季休業の期間

2 学長は、必要により休業日を変更し、又は臨時の休業を行うことができる。

3 学長が教育上必要と認める場合には、休業日に授業及び試験を行うことができる。

第2節 入学

（入学の時期）

第15条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。

（入学資格）

第16条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）

第17条 本大学に入学を志願する者は、入学志願書に第40条に規定する入学考査料及び規程で定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

（入学者の選考）

第18条 学長は、本大学に入学を志願する者について、規程で定める手続により医学科又は看護学科に置く教授会（以下「学科教授会」という。）の意見を聴いて選考を行う。

2 学長は、学科教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第19条 前条第2項に規定する合格者は、指定の期日までに、誓書その他規程で定める書類を学長に提出し、かつ、第40条に規定する入学料を納付することにより入学手続を行う。ただし、入学料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者の入学料の納付については、入学料の減免又は徴収猶予に係る所定の申請書の提出

によることができる。

2 学長は、前項に規定する入学手続を終えた者に入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第20条 第36条の規定により退学した者若しくは第37条第2号から第4号までの規定により除籍された者のうちその事由が消滅したもので再入学を願い出たもの又は他の大学の看護学部看護学科その他これに相当する学部学科に在学する者で所属する大学の学長の許可書を添えて本大学医学部看護学科に転入学を願い出たものがあるときは、学長は、学生の欠員があり、かつ欠員を補充する必要があると認められる場合に限り、規程で定める手続により学科教授会の意見を聴いて選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、規程で定める。

3 第17条及び第19条の規定は、第1項の規定により入学する者に準用する。

第3節 教育方法等

(授業科目)

第21条 学生は、規程で定める授業科目を履修するものとする。

2 前項の授業科目の名称及び単位数は規程で定める。

3 第1項の授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 学長は、教育上有益と認めるときは、前2項の授業科目を外国の大学又は短期大学において履修させることができる。

(授業科目の履修)

第22条 学生は、前条第1項に規定する授業科目について、規程で定める必要単位数を修得しなければならない。

(他の学科の授業科目の履修)

第23条 学長は、学生が他の学科の授業科目について修得した単位を、学生が所属する学科における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項により修得した単位は、学長が認める場合には、30単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に算入することができる。

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項により修得した単位は、学長が認める場合には、30単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、看護学科の学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目により履修した単位とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により修得した単位は、学長が認める場合には、30単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、看護学科の学生が本大学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後の本大学における授業科目により履修した単位とみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、看護学科の学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学に入学した後の本大学における授業

科目により履修した単位とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により履修したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、学長が認める場合には、合わせて30単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位に加えることができる。

(単位の計算基準)

第27条 医学科における単位の算定は、次に掲げる基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間をもって1単位とする。

2 看護学科における単位の算定は、次に掲げる基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間又は30時間をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。

(単位の修得の認定)

第28条 単位の修得の認定は、規程で定める試験その他の審査によって行う。

(試験の種類)

第29条 各授業科目の試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、追試験は試験を受けなかった者に対して行うものをいい、再試験は試験に不合格となった者に対して行うものをいう。

- 2 疾病その他やむを得ない事由により、試験当日に受験できなかった者(以下、「未受験者」という。)は、その事由を明らかにして、学長に届け出なければならない。

- 3 学長は、前項の届出により、やむを得ない事由があると認めるときは、定期試験の未受験者に対し、追試験を行うことができる。

- 4 追試験及び再試験は、それぞれ1回に限り行うことができる。

- 5 第1項に規定する試験のほか、授業科目担当者は、中間試験その他必要な試験を行うことができる。

(試験の方法)

第30条 試験は、筆答及び口頭又はそのいずれかによる。ただし、授業科目担当者が特に必要と認める場合は、実技、論文提出、コンピュータ活用等によることができる。

(試験の評価)

第31条 試験の成績の評価方法は、規程で定める。

(進級)

第32条 学長は、規程で定める手続により学科教授会の意見を聴いて進級の認定を行う。

第4節 休学等の取扱い

(転学)

第33条 他の大学に転学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受け、本大学を退学しなければならない。

(休学及び復学)

第34条 疾病その他の理由により引き続き3箇月以上修学することができない者は、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、学長は、更に1年以内の休学を許可することができる。

- 3 休学期間は、学部によっては通算して4年を超えることができない。

- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

- 5 第1項の規定により休学した者は、休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 学生は、学長の許可を受けて外国の大学で学修すること(以下「留学」という。)ができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、在学期間に含まれる。
- 3 第24条各項の規定は、第1項の規定による留学について準用する。

(退学)

第36条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願ひ出てその許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、学科教授会の意見を聴いて、これを除籍する。

- (1) 第10条第1項に規定する在学期間内に必要な単位数を修得できる見込みのない者
- (2) 休学期間が第34条第2項及び第3項に規定する期間を超えなお復学の見込みのない者
- (3) 正当な事由なく、京都府公立大学法人授業料等に関する規程（平成20年京都府公立大学法人規程第24号）で定める期日から3箇月以上授業料その他学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料の減免又は徴収猶予を申請し、その適否の決定により入学料納付期日の通知を受けたもので、その通知を受けた期日までに入学料の納付の義務を怠る者

第5節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第38条 本大学を卒業するためには、医学科にあつては本大学に6年以上、看護学科にあつては本大学に4年以上在学し、第22条に規定する単位数を修得しなければならない。

- 2 学長は、前項の卒業の要件を満たした者に対し、学科教授会の意見を聴いて、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

(学士の学位)

第39条 前条第2項の規定により卒業の認定を行った者には、規程の定めるところにより次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める学士の学位を授与する。

- (1) 医学科学士（医学）
- (2) 看護学科学士（看護学）

第6節 入学考査料、入学料及び授業料

(入学考査料、入学料及び授業料)

第40条 入学考査料、入学料及び授業料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程の定めるところによる。

第7節 賞罰

(表彰)

第41条 学長は、学業成績が優秀で学生として模範となる行為のあつた者を、学科教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

(懲戒)

第42条 学長は、学生が本大学の諸規程に違反し、又は学生にその本分に反する行為のあつたときは、学科教授会の意見を聴いて、その学生を懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8節 特別聴講学生等

(特別聴講学生)

第43条 学長は、本大学が単位互換協定を締結している大学等の学生で本大学の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第28条の規定を準用し、単位を与えることができる。

(科目等履修生)

第44条 学長は、本大学の授業科目のうち、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該授業科目に支障のない限り、規程で定める手続により学科教授会の意見を聴いて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、第28条の規定を準用し、単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第45条 学長は、外国人留学生として本大学医学部看護学科に入学を志願する者があるときは、規程で定める手続により学科教授会の意見を聴いて、選考の上、入学を許可することができる。

第5章 雑則

(雑則)

第46条 この学則の施行に必要な事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の前日までに、京都府立医科大学学則（昭和40年1月13日）の規程によりなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当規程によりなされたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別にさだめる。

4 略

京都府立医科大学臨床演習室 (スキルス・ラボ) の利用について

スキルス・ラボは、シミュレーター等を用いて医療技術や看護技術を練習・習得するための施設であり、医療従事者や学生を対象に開放している。

以下の確認事項、申請方法をよく読み、ルールを守って利用すること。

1 場所

京都府立医科大学 臨床講義棟 1階

2 利用申請前の確認事項

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染対策を実施したうえで使用すること。
- ・研修等に影響の無い範囲内で、他の利用者との共用を原則とする。
- ・シミュレーター等を用いたドライラボ専用施設であるため、動物等の生物材料の持ち込みをしないこと。
- ・使用許可を得ていない備品の無断使用をしないこと。
- ・キャンセルする場合は、必ず連絡すること。

3 利用申請窓口・問い合わせ先

看護実践キャリア開発センター

看護学学舎1階 電話：075-212-5422（内線9422）

ホームページ：<https://www.kpu-m.ac.jp//cdcn/labo.html>

上記のホームページからシミュレーター等の最新情報を入手できる。

4 使用申請方法

(1) 予約

申請者所属部署の責任者（医学科は教育支援課医学科担当（内線5228）、看護学科は担当教員）に使用の相談と申請依頼を行う。

<申請時必要事項>

- ①使用日時
- ②使用目的・研修等の時間
- ③使用予定のシミュレーター等備品
- ④申請者氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）
- ⑤申請者所属部署の責任者 ※氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）

(2) 使用当日

病院北玄関の防災センターで、申請者本人が所属名、申請者名、使用目的（催名）、使用時間を窓口で伝え、スキルス・ラボの鍵を借りて施設利用を行うこととなっている。

- ・使用終了後は、設備、備品等を使用前の状態に戻すこと。
- ・使用後は、必ず施錠して鍵を返却すること。
- ・備品を損傷又は、汚損したときは直ちに看護実践キャリア開発センターまで報告すること。
- ・ゴミは必ず使用者が収集し、分別の上、所定の場所へ破棄すること。

(3) 使用後

申請者所属部署の責任者（医学科は教育支援課医学科担当（内線5228）、看護学科は担当教員）に使用報告を行い、責任者が看護実践キャリア開発センターに報告書を提出する。

※報告書（URL）は責任者が使用申請を行った後、看護実践キャリア開発センターから本予約メールに添付して責任者に送信される。

京都府立医科大学体育施設使用規程

〔平成20年4月1日〕
京都府立医科大学規則第99号

(目的)

第1条 この規程は、体育施設を京都府立医科大学（以下「大学」という。）が主催する行事及び保健体育科目の教育目的以外に使用する場合に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(体育施設の定義)

第2条 この規程において、体育施設とは、保健体育科目の教育のため、大学に設置された体育館、運動場及びテニスコート等をいう。

(使用者の範囲)

第3条 体育施設を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学の学生
- (2) 大学の教職員
- (3) その他学長の認めた者

(使用の手続)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、使用日の10日前までに、次の区分により使用許可願を学長あて提出の上、許可を受けなければならない。

- (1) 大学の学生又は教職員の場合（別記第1号様式）
- (2) その他の場合（別記第2号様式）

（平21規程99-1・一部改正）

(使用の時間等)

第5条 使用時間は、原則として午前9時から午後8時までとする。ただし、学長が特に認めた場合を除き、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までは使用できない。

（平21規程99-1・一部改正）

(使用の禁止)

第6条 次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 大学の授業その他本来の目的に支障があると認められるとき。
- (2) 使用目的が不相当と認められるとき。
- (3) 体育施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前各号のほか不相当と認められるとき。

(使用許可の取消し)

第7条 次の場合には、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 使用事実が使用許可事項と異なるとき。
- (2) 第9条の遵守事項に違反したとき。
- (3) 学長において、ほかに使用の必要を認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消されたため生じた損害については、大学はその責を負わない。

(賠償責任)

第8条 使用者は、その責に帰すべき事由により、体育施設、設備等を破損又は滅失した場合は、学長の指示に従い原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた体育施設及び附属の設備、器具等を、使用目的以外に使用したり、移動させたり、無断で第三者に使用させないこと。
- (2) 体育施設（体育館）の使用にあたっては、素足又は運動靴（ゴム底製のものに限る。）とし、土足では使用しないこと。
- (3) 体育施設及び器具等を損傷又は滅失したときは、直ちに届け出ること。
- (4) 火災及び盗難予防に努めること。
- (5) 使用時間を厳守すること。
- (6) 体育施設内においては、喫煙しないこと。
- (7) 体育施設内の掲示は、学長の承認を得た体育関係のものに限ること。
- (8) 体育施設の使用を終了したときは、直ちに清掃し、設備器具等は使用前

の状態に復すること。

- (9) シャワー使用後は、確実に止水すること。
- (10) 使用後は、消灯、施錠を確認し、鍵は事務室又は当直員に返還すること。
- (11) 使用中の事故等については、使用者がその責を負うこと。
- (12) その他、係員の指示に従うとともに各施設掲示の注意事項を厳守すること。

(平21規程99-1・一部改正) (平26規程99-2・一部改正)

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第99-1号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第99-2号)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

【別記第1号様式及び別記第2号様式は省略】

京都府立医科大学花園学舎でクラブ活動を行うに当たっての施設使用要領

1 目的

京都府立医科大学花園学舎でクラブ活動を行うに当たり必要となる施設の使用について、京都府立医科大学体育施設使用規程（平成20年4月1日付け京都府立医科大学規程第99号）のほか遵守すべき事項を定めることにより、社会規範に沿った健全かつ積極的なクラブ活動への支援と本学施設の適正な管理を図り、もって有能かつ優秀な医学生の育成に資することを目的とする。

2 対象となる施設

- (1) 体育施設（体育館、剣道場、柔道場、弓道場、運動場、テニスコート）
- (2) クラブボックス（ボックスのないクラブの道場における相当部分を含む。）

3 対象となる施設を使用できる時間

- (1) 体育施設
使用できる時間は、原則として午前9時から午後8時までとする。
- (2) クラブボックス
使用できる時間は、原則として午前9時から午後8時30分までとする。

4 体育施設の使用の手続

(1) 施設使用の手続の基本

体育施設の使用を希望する場合その他この要領で許可を必要とする使用を希望する場合は、特段の定めがない限り、必ず事前に学長の許可を受けなければならない。

許可申請は、クラブの主将が使用許可願を体育館管理人室に提出して行うこと。ただし、(6)については教育支援課に提出すること。

- (2) 年度途中に一時的に使用を希望する場合（許可済み時間等の変更を含む。）

使用希望日前できるだけ早く許可願等を提出すること。

希望内容が重複したときは、原則として先着順とする。

- (3) 許可済みの使用時間帯に他のクラブが使用を希望する場合
許可を受けているクラブの同意書を添付して許可願等を提出すること。
- (4) 許可後、使用しなくなった場合及び使用責任者等が変更した場合
直ちにその旨を管理人室に届け出ること。
- (5) 又貸しの禁止
許可を受けたのち、他の者に又貸ししてはならない。
又貸ししたクラブは、又借りした者の使用で生じた責をすべて負わなければならない。
- (6) 1年間継続して特定の曜日と時間に使用を希望する場合
毎年、2月末日までに1年間（4月～翌年3月）の許可願を提出すること。
許可願の内容が重複する場合は、重複するクラブ間で調整すること。

5 使用上の注意事項

(1) 共通事項

ア 施設及び設備・器具の適正な使用

本学の施設及び設備・器具を使用するに当たっては、その機能に適応した方法で大切に扱い、損傷又は滅失・紛失したときは、ただちに届け出ること。

イ 節電、節水

- ・ 照明は、クラブ活動に必要なものに限定し、終了後必ず消灯を確認すること。
- ・ トイレ及び更衣室は、使用時以外は消灯すること。
- ・ 水は、飲料水、洗面、手足洗い、洗濯等に限定し、出しっ放しにしない。また必要量以上に出さないこと。
- ・ 温水シャワーは出しっ放しにしない。また必要量以上に出さないこと。

ウ ごみ

ごみは各自持ち帰ること。

エ 飲酒・調理行為及び火気使用の禁止

構内では、飲酒、調理行為及び火気使用を禁止する。

オ 喫煙

構内は、禁煙である。

カ 駐車、駐輪

- クラブ活動のため自家用車で来るときは指定場所に駐車すること。
- 自転車、バイク等は、体育施設及びクラブボックス周辺に駐輪しないこと。駐輪は、認められた場所に整理して行うこと。

キ 施設での活動は午後8時には終了し、後始末と清掃をした上、午後8時30分には、敷地内から速やかに退去すること。

ク 午後8時以降の滞在に当たっての心得

学舎が住宅地に隣接していることから、付近住民に迷惑を及ぼす騒音等が生じないように特に注意すること。

ケ 私物の放置の禁止

体育施設に私物を放置しないこと。

コ 閉鎖時刻

正門の閉鎖は、午後9時に行う。

(2) 体育館

ア 当日、管理人室で鍵貸出簿に記入した上、鍵を借りること。

イ 体育館には、上履き又は裸足で上ること。

ウ 退館するときは、後始末とモップがけをするとともに、体育館に掲示してある注意事項を厳守した上、施錠して鍵を返すこと。

エ 鍵を返還しないで次に使用するクラブに渡す場合は、渡す前にウに定めた施錠前までの事項を必ず実行し、最後のクラブは、ウに定めたすべてを確認してから、施錠して鍵を返すこと。

(3) 剣道場、柔道場及び弓道場

ア 使用後は、後始末と清掃をした上、戸締まりと消灯を確認して施錠すること。

イ 剣道場及び柔道場で練習活動した後退場するときは、他の者が体育館を

使用中の場合を除き、体育館側の消灯をあわせて確認すること。

体育館側から出入りしたときは、体育館玄関を施錠後必ず鍵を返すこと。

ウ 道場に道具類をおくときは、当該クラブで責任を持って整理整頓すること。

(4) 運動場

ア クラブ活動は、設置してある設備に応じた安全な内容で行うこと。

イ クラブ活動終了後は、後始末とグラント整備をすること。

(5) テニスコート

ア 当日、管理人室で鍵を借りた上、錠を開けて出入りすること。他の場所からの出入りは禁止する。

イ 終了後は、後始末とコート整備をした上、施錠して鍵を返すこと。

(6) クラブボックス

不在のときは、消灯し、窓及びドアを必ず施錠しておくこと。

6 違反した場合の措置

(1) 使用許可の取消し又は不許可

違反行為が極めて悪質又は常習である場合、使用許可が取り消されることがある。

過去1年間に極めて悪質又は常習の違反行為があった場合は、新たな許可願が不許可とされることがある。

(2) 使用禁止措置

(1)の規定には該当しない違反行為に対しては、注意を行い改善を促すが、違反が継続又は1月以内に反復される場合は警告を行い、なお改善されないときは、当該クラブ及びクラブ員によるすべての施設使用が一定期間禁止される。

施設の使用禁止措置の内容は次のとおり。

ア 措置する場合

次に該当する場合に使用禁止の措置がとられる。

(ア) 警告後も違反を継続する場合

(イ) 警告後 1 月以内に再度違反する場合

イ 使用禁止の期間

使用禁止の期間は、次のとおり。

(ア) 過去 1 年以内に使用禁止措置を受けていない場合

1 週間から 1 ヶ月の範囲内で決定される。

(イ) 過去 1 年以内に使用禁止措置を受けている場合

新たな使用禁止期間に過去 1 年以内の使用禁止期間が加重される。

学生ホール運営規約

1 目的

この規約は京都府立医科大学学生ホールの運営につき、必要な事項を定める。

2 使用予定

学生ホールを大がかりに使用する場合には、使用日程表にあらかじめ記入する。

3 使用の調整

使用予定が重なった場合には、使用希望者間で調整する。

4 施設の棄損防止等

(1) 使用者は、施設や備品などを壊したり汚したりすることがないように十分注意し、必要に応じて事前に防護措置をする。

(2) 施設や備品を万一壊したり汚したりしたときには、使用者は、速やかに学生ホール運営委員会に報告し、教育支援課へ届け出る。

5 ごみの廃棄等

使用者は、常に清潔に使用し、ごみは、指定されたとおり（P13）に分別の上、所定のごみ入れに捨てる。

6 使用後の整理整頓

学生ホールの使用後、移動させた机、椅子等の備品は元の位置に戻し、常に整理整頓を心がける。

7 喫煙

大学の敷地内は禁煙であり、学生ホールでも、喫煙しないこと。

8 節電等

使用者は、常時節電に配慮し、不要な冷暖房、点灯は避け、最後に出る人は、必ず、消灯し空調を止めてから出る。

9 利用時間外の使用上の注意

(1) 学生部長の使用許可を受け使用する場合には、使用責任者が、鍵の管理、使用後の室内点検と施錠、鍵の返却を責任をもって行う。

(2) 使用する団体が複数の場合には、鍵の管理、返却などについて、使用責任者間で十分確認を行う。

(3) 特に、セキュリティシステムを操作する必要がある場合には、使用責任者は、事前に十分操作方法を確認しておく。

10 貴重品の管理

貴重品は各自が保管し、ホールを一時退出する場合には、必ず身につけるなど盗難防止には十分注意する。

11 運営委員会の開催等

学生ホールの運営に関して疑義が生じた場合には、必要の都度、運営委員会を開催する。また運営委員会は、必要に応じて学生部長と学生ホールの運営について協議を行う。

12 学生ホール運営委員会

学生ホール運営委員会は下記のメンバーで構成する。

- (1) 文化部会から文化部長、体育部会から体育部長
- (2) トリアス祭実行委員から選ばれた人1名。任期は次年度の同実行委員会の発足まで。
- (3) 3～6学年から1人ずつ選ばれた4名（自治委員との兼任を認める）。

任期は選出の日から1年間。

いずれも選出母体の承認があれば、任期途中で交替できる。また選出母体によって罷免される。

委員長は運営委員の中で、互選で決める。

注) 日、祝日については冷暖房は使用できない。

図書館利用の手引

図書館は、医学分野の専門資料を中心とし、教育・研究・診療活動を広く支援する広小路キャンパス内の附属図書館と、主に本学教養教育に属する教員・学生のための資料を配架している下鴨館の2館で構成されています。

附属図書館所在 地：京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410 附属
図書館下鴨館所在地：京都市左京区下鴨半木町1-5

(京都府立京都学・歴史館 2階 探求フロア)

1 利用時間等（附属図書館）

開館時間

平日 午前9時から午後9時まで（第3閲覧室のみ午後11時まで）

土曜日 午前10時から午後6時まで（第3閲覧室のみ午後11時まで）

休館日 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

その他臨時に休館することがある。

2 館外貸出

貸出冊数及び貸出期間

資料区分	冊数	期間	貸出期間の延長
単行書	5冊	2週間	可（1回のみ）
雑誌バックナンバー	10冊	1週間	不可
新着雑誌	10冊	2日	不可
視聴覚資料	5点	1週間	不可

- ・参考図書、二次資料、その他「禁帯出」の資料は貸出不可
- ・貸出期間の延長は手続きが必要
- ・返却期限を厳守すること

3 施設（附属図書館）

図書館内では次の施設を利用することができる。ただし、*印のものは事前に所定の手続きをすること

1階

ラーニングコモンズ フリースペース 約200席。

新着和雑誌、二次資料等を配架

情報検索室

文献検索用パソコン5台設置。プリントアウト可

ブラウジングルーム 休憩室。新聞等を配架
カウンター 貸出返却、相互貸借受付、レファレンス等、利用者の
総合窓口

2階

第2閲覧室 81席。図書、参考図書等を配架
第3閲覧室 37席。自習室
ビデオルーム 視聴覚資料を配架。配架資料をブースで視聴可能 A
Vルーム* 42席。研究会、グループ学習のための部屋。視聴覚機
器が利用可。※双方向のオンライン授業にも利用可
セミナー室(1・2)* 12席。10席。研究会、グループ学習のための部屋
※双方向のオンライン授業にも利用可
ラウンジ 休憩コーナー 自動販売機
展示コーナー 貴重書、本学の歴史に関する展示品などを展示

地階

積層書庫 雑誌(バックナンバー)、単行書等を配架
貴重書庫* 貴重書、古医書、本学関係資料等を配架

4 館内サービス(附属図書館)

所蔵資料の検索 所蔵資料の検索用端末を各階に設置している。所蔵資
料は学外からも検索可能
ネットワーク接続 館内で学内LANへの接続が可能(無線)
レファレンス 図書館の使い方や資料について、質問・相談がある場
合はカウンターへ
複写サービス 1階に3台の複写機を設置している。コイン・カード
式併用1台、カード式2台。プリペイドカードは図
書館でのみ利用可
・モノクロコピーコイン式1枚10円
カード式1枚7円
・カラーコピー1枚80円(コイン式・カード式共)
資料の複写は著作権に配慮し、館内に備え付けの「複
写申込書」に記入し、カウンターに提出すること

5 その他サービス

相互貸借	必要な文献が図書館にない時には、他大学図書館等から複写物の取寄や、現物資料の借用をすることができる（実費負担有）
ホームページ	図書館ホームページのトップページに図書館の新着情報を掲載している。また、利用可能なデータベースなどが確認できる。契約データベースは学内LANに接続して利用すること（学外からアクセス可能なデータベースもある）
マイライブラリ	図書館ホームページから貸出・予約状況の確認、資料の予約、相互貸借の申込・確認等の図書館サービスを利用できる。事前登録が必要
協力図書館の利用	<ul style="list-style-type: none">・協定を締結している他の大学図書館資料の閲覧・貸出が利用できる。協定図書館：京都府立大学附属図書館、京都大学医学図書館、京都大学医学図書館人間健康科学系図書室・大学コンソーシアム京都に参加している大学図書館の資料の閲覧・複写等が利用できる・利用時は各図書館のルールを遵守すること

6 利用上の注意

- ・必ず I C 学生証を携行すること
- ・館内の資料は自由に閲覧することができる（一部を除く）
- ・図書館の資料を館外へ帯出するときは所定の手続きをすること
- ・館内での飲食は原則として禁止する（ただし、蓋付き飲料は所定の場所で可能）（ラーニングcommonsは飲食可）
- ・大学の敷地内は禁煙であり、館内での喫煙も禁止する

京都府立医科大学全学学生自治会規約

執行：令和5年4月1日

改正：令和6年3月21日

目次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 正副自治会長（第10条～第17条）
- 第3章 自治委員会と学生投票（第18条～第37条）
- 第4章 医学科・看護学科学生会（第38条～第42条）
- 第5章 体育部・文化部（第43条～第50条）
- 第6章 トリアス祭実行委員会（第51条～第58条）
- 第7章 会計（第59条～第71条）
- 第8章 最上位規範（第72条～第73条）
- 第9章 改正（第74条）
- 第10章 補則（第75条～第77条）

第1章 総則

第1条（名称）

この会は、京都府立医科大学全学学生自治会（以下、本会とする。）と称する。

第2条（目的）

本会は、京都府立医科大学（以下、本学とする。）に所属する全学部生の代表とし、学生の自治と総意によって、文化・学生生活の育成等、学生生活の向上・発展を図り、合わせて学問の自由と学生の自治を擁護する。

第3条（場所）

本会の本部は、自治委員会が規則で定める場所に設置する。

第4条（活動）

本会は、第2条の目的を達成するために個々の活動を行う。

第5条（会員）

本会は、京都府立医科大学医学部医学科と看護学科の全学部生をもって構成する。

第6条（機関）

本会に、次の各号に掲げる機関を置く。

- 一 自治委員会

- 二 医学科学生会
- 三 看護学科学生会
- 四 体育部
- 五 文化部
- 六 トリアス祭実行委員会

2 前項の規定は、前項の各号に掲げる機関の監督下に、当該機関が規則で定めるところにより、下位機関を設けることを妨げない。

第7条（役員）

本会に、次の各号に掲げる役員を置く。定員は当該各号に定めるところによる。

- 一 自治会長 一名
- 二 副自治会長 二名
- 三 書記長 一名
- 四 医学科学生会役員 六名
- 五 看護学科学生会役員 四名
- 六 体育部長 一名
- 七 文化部長 一名
- 八 トリアス祭実行委員長 一名九 会計責任者 二名

2 前項の規定は、前項の各号に掲げる役員のほか、機関が規則で定めるところにより、本会の機関に役員を置くことを妨げない。

3 第1項に規定する役員は、全て本会の会員でなければならない。

第8条（公示）

公示は、電磁的方式により、これを発行することができる。

第9条（設立）

京都府立医科大学医学科自治会を再構築し、本会は設立される。また、本会の設立年月日は、令和5年4月1日とする。

第2章 正副自治会長

第10条（自治会長）

自治会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 自治会長は、前項の職務のほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 本会の運営に関する意見を表明すること
- 二 本会の運営に関する必要な勧告を行うこと
- 三 本会の秩序を保ち、規約の遵守を監視すること
- 四 その他この規約又は本会の規則に定めのあること

第11条（副自治会長）

副自治会長は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 自治会長を補佐すること
- 二 自治会長に事故があるとき又は自治会長が欠けたとき、臨時にその職務を代行すること

第12条（正副自治会長の任期）

自治会長及び副自治会長の任期は4月1日から翌年の3月31日の一年とする。

- 2 何人も三回を超えて自治会長に選出されてはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、自治会長、又は副自治会長に通算して三年以上ある又はあった者は、自治会長又は副自治会長に選出されてはならない。

第13条（自治会長の選挙）

自治会長は、本会の役員による選挙により、本会の全ての会員の中から立候補した自治会長候補者から選出される。

- 2 届出のあった候補者が一人であるとき、又は一人になったときは、信任投票を行う。
- 3 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、自治委員会において、前任の自治会長がくじで定める。
- 4 信任選挙においては、有効投票総数の過半数の信任をもって当選とする。
- 5 前項に規定する選挙の手続き等は、本会が規則で定めるところによる。

第14条（副自治会長の任命）

自治会長は、本会の全ての会員の中から副自治会長を推薦し、被推薦人を自治委員会が承認し、自治会長により任命される。

第15条（自治会長の失職）

自治会長は、心身の故障のため職務を執ることができず、辞職を願い出て、自治委員会がそれを認めたとき又は自治会長たる資格を失ったとき、その職を失う。

- 2 自治委員会が、自治会長の不信任決議案を発議し、自治委員会の役員全ての三分の二の投票で可決された場合、自治会長はその職を失う。
- 3 前2項の規定は、副自治会長の失職について準用する。この場合において、「自治会長」とあるものを「副自治会長」と読み替えるものとする。

第16条（自治会長の独立性）

本会の機関及び会員は、自治会長に対して、指揮または命令を行うことはできない。

第17条（正副自治会長がともにかけた場合の規定）

自治会長及び副自治会長が欠け、選出されず、または事故のある場合、次の自治

会長が選出され、その任期が始まるまでの間、前任の自治会長が自治会長の職務を代行する。

2 前項に規定する代行する期間が一年を超えることを認めない。

3 前任の自治会長が本会の会員でない場合、前任の副自治会長が自治会長の職務を代行する。

第3章 自治委員会と学生投票

第18条（自治委員会の地位）

自治委員会は、本会の最高議決機関である。

第19条（自治委員会の業務）

自治委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 本会の運営に関する意思決定を行うこと二

本会の運営に関わる声明を採択すること三 本

会の運営に関する勧告を行うこと

四 予算と決算

五 第1章第6条に定める機関へ本会での決定事項の執行を命じること

六 その他この規約または本会の規則に定めのある業務

2 自治委員会は、必要に応じて、参考人を招致して、本会の運営に関する調査を行うことができる。

第20条（自治委員）

自治委員は、自治委員会が規則で定める場合を除き、第1章第7条に定める役員によって構成される。

第21条（委任と書面表決）

自治委員は、やむを得ない理由のため自治委員会の会議に出席できない場合、あらかじめ通知のあった事項について、書面を持って表決し、又は本会役員以外の本会会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項に規定する書面表決を行った自治委員は、あらかじめ通知のあった事項について、出席議員とみなす。

3 何人も二票を超えて、同一案件に対し表決権を行使してはならない。

第22条（議員）

自治委員会の議員は第1章第7条に定める役員及び前条に規定する代理人とする。

第23条（自治委員の解任）

自治委員は、自治委員の出席議員の三分の二以上の多数による議決をもって解任することができる。

2 本会の会員三分の一以上の署名をもって、その代表者から、自治委員会に対して、当該委員の解職を請求することができる。3 本会の会員でなくなった場合、当該委員は自治委員の資格を失う。第24条（書記長）

書記長は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 自治委員会の庶務を掌理すること
- 二 会議録を調製し、会議の次第を記載すること
- 三 その他この規約又は本会の規則に定めのあること

第25条（書記長の任命）

自治会長は、本会の全ての会員の中から、書記長を推薦し、被推薦人を自治委員会が承認し、自治会長により任命される。

第26条（書記長の任期）

書記長の任期は4月1日から翌年の3月31日の一年とする。

第27条（会議の招集）

自治委員会の定例会議は、二ヶ月に一回、自治会長がこれを招集する。

2 自治会長は、次の各号に掲げる場合において、臨時会議を招集する。

- 一 自治委員二名以上の要求があった場合
- 二 本会の会員の百名以上の署名による要求があった場合
- 三 自治会長が必要と認めた場合

第28条（定足数と過半数議決）

自治委員会は、自治委員総数の二分の一以上の役員の出席がなければ、議決することはできない。

2 自治委員会の議事はこの規約又は本会の規則に定めのある場合を除き、表決数の過半数を持って決する。ただし、可否同数の場合は自治会長の決するところによる。

3 自治委員会は、前項に規定する議決をもってその権能を行使する。

第29条（動議）

本会の会員は、自治委員会で動議を出すことができる。但し自治委員会で審議するには、出席する自治委員の三分の一以上の賛成を要する。

第30条（会議の公開）

自治委員会会議は、本会の会員に対し公開する。ただし、出席役員の三分の二以上の多数で議決した場合、会議を非公開にすることができる。

2 本会の会員でない者が自治委員会会議を傍聴するには、自治委員会の許可を必要とする。

3 自治委員会会議の録画もしくは録音又は放送は、自治委員会の許可を必要とする。

第31条（学生投票）

第32条で定められるときに、学生投票で自治委員会の議決に変えることができる。

第32条（学生投票の実施）

自治委員会は、次の各号に掲げる場合において、速やかに学生投票を実施する。

- 一 本会の全ての会員の十分の一以上が要求した場合
- 二 自治委員会の出席議員三分の二以上が要求した場合
- 三 自治会長が要求した場合

2 本会の機関又は役員の決議又は決定の取消について学生投票を行う場合、その決議又は決定は、投票結果の判明まで一時的にその効力を停止する。

第33条（投票告示）

自治会長は、学生投票の少なくとも一週間前に投票を行う議案の趣旨と投票に必要な事柄を全ての会員に告示しなければならない。

第34条（学生投票の成立と決定）

学生投票は、全ての会員の十分の三以上の投票で成立する。学生投票にかけられた議案は、総投票数の過半数の賛成によって決める。

第35条（学生投票の結果）

学生投票の結果、本会の機関又は役員の決議又は決定が取り消された場合、その決議又は決定は、議決又は決定された日にさかのぼり、その効力を失う。

2 自治委員会は、学生投票の結果について、速やかに公示しなければならない。

第36条（自治委員会と学生投票の関係）

自治委員会の議決（以下本条において「甲」とする。）と学生投票（以下本条において「乙」とする。）の結果が一致しない場合は、乙を優先させる。ただし、乙が実施された年度から起算して四年度目以降に甲がなされた場合、甲を優先させる。

第37条（自治委員会会議の結果に関する告示）

自治委員会議長は、自治委員会が規則で定める基準に従い、速やかに会議の結果を公示しなければならない。

第4章 医学科・看護学科学学生会

第38条（医学科・看護学科学学生会会長）

医学科・看護学科（以下、各学科とする。）学生会長は、各学科学学生会を代表し、各学科学学生会の会員の中から、互選でそれぞれ一名選出される。

2 医学科・看護学科学学生会会長は正副自治会長に任命されない。

第39条（医学科・看護学科学生会役員）

学生会役員は、各学科の各学年二名を定員とする学年代表で構成し、各学科の各学年の学生の中から互選で選出される。

2 学生会役員の任期は、一年とする。ただし、本会の会員でなくなった場合、その期間満了前に終了する。これは、再任を妨げるものではない。

第40条（学生会の業務）

学生会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 属する学科学年の総意をまとめること
- 二 必要があれば、自治委員会で属する学科学年の総意を代表し、議題を表明すること
- 三 自治委員会での決定事項を執行すること
- 四 その他この規約または本会の規則に定めのある業務

第41条（学生会役員の解任）

学生会役員は、学生会役員の三分の二以上の多数による議決をもって、解任することができる。

2 自治委員会は、三分の二以上の多数による議決をもって、当該学生会役員を解任することができる。自治委員会による議決と学生会による議決の結果が一致しない場合、自治委員会による議決を優先させる。

3 学生会役員について、各学生会の会員の十分の一以上の署名による解任請求が提出された場合、当該学生会は当該学生会役員の解任決議を行わなければならない。

4 新しい学生会役員はその学科学年の本会の会員から選出するものとする。

第42条（会議の招集）

学生会会長は、次の各号に掲げる場合において、会議を招集する。

- 一 学生会役員二名以上の要求があった場合
- 二 学生会会長が必要と認めた場合

第5章 体育部・文化部

第43条（体育部・文化部の構成）

体育部は、学内に存在する全ての体育系クラブの構成員によって、構成される。文化部は、学内に存在する全ての文化系クラブの構成員によって、構成される。

第44条（学内団体）

本会が部として認めた学内団体は、全て本会体育部・文化部の部として、取り扱われる。

第45条（部の新設）

部の新設にあたっては、本学学生便覧に則り、これを行う。

第46条（体育部長・文化部長）

体育部の構成員の中から互選で体育部長が選任され、文化部の構成員の中から互選で文化部長が選任される。

第47条（体育部長・文化部長の任期）

体育部長・文化部長の任期は4月1日から翌年の3月31日の一年とする。

第48条（体育部会・文化部会）

体育部長・文化部長は必要に応じて体育部会・文化部会を開く事が出来る。体育部会・文化部会は各クラブの代表者による決議機関である。

第49条（体育部会・文化部会の業務）

体育部会・文化部会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 体育部・文化部の総意をまとめること
- 二 必要があれば、自治委員会で体育部・文化部の総意を代表し、議題を表明すること
- 三 自治委員会での決定事項を執行すること
- 四 その他この規約または本会の規則に定めのある業務

第50条（慈恵会医科大学戦）

体育部長と文化部長により、本会の全ての会員の中から、選任された慈恵会医科大学戦実行委員会委員長が、慈恵会医科大学戦に関わる業務を取りまとめ、これを行うものとする。

- 2 前項の規定は、体育部長や文化部長が、これを兼任することを妨げない。

第6章 トリアス祭実行委員会

第51条（トリアス祭実行委員会）

トリアス祭実行委員会は、トリアス祭に関わる全ての業務を行う。

第52条（トリアス祭実行委員長）

トリアス祭実行委員長は、トリアス祭に関わる全ての業務を総理する。

第53条（トリアス祭実行委員長の選任）

トリアス祭実行委員長は、全ての本会の会員の中から、自治委員会の指名によって、選任される。

第54条（トリアス祭実行委員長の任期）

トリアス祭実行委員長の任期は4月1日から翌年の3月31日の一年とする。

第55条（トリアス祭実行委員）

トリアス祭実行委員は、トリアス祭実行委員長の任命によって、全ての本会の会

員の中から、選任される。

第56条（計画書の提出）

トリアス祭実行委員会は、トリアス祭の実行前に一度以上、トリアス祭計画書と総括を本会に提出しなければならない。

第57条（報告書の提出）

トリアス祭実行委員会は、トリアス祭の実行後に一度以上、トリアス祭報告書を本会に提出しなければならない。

第58条（トリアス祭の会計）

トリアス祭に関わる会計は特別会計とし、トリアス祭終了後、速やかに本会に会計報告を行うものとする。剰余金については、次年度の本特別会計に繰り入れなければならない。

第7章 会計

第59条（経費）

本会の経費は、会費・寄付金・補助金その他があてられる第

60条（会計責任者の任命）

自治会長は、本会の全ての会員の中から、会計責任者を推薦し、自治委員会が承認し、会計責任者が任命される。

第61条（収支の管理）

収入及び支出の記録は、自治委員会が規則で定めるところにより、会計責任者が管理する。

第62条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第63条（予算）

毎年度の本会の予算案は、会計責任者が予算案を作成し、自治委員会で報告し承認を受けなければならない。

第64条（予算案への異議申立）

予算案は、自治委員会で承認を得た後、速やかに本会の全ての会員に開示され、開示された後、二週間の間、本会の全ての会員は、予算案に対して自治委員会に異議申立を行うことができる。

2 異議申立があった場合、十分な審議の下で、自治委員会にて再承認を得なければならない。

第65条（決算）

毎年度の本会の決算は、会計責任者が決算案を作成し、翌年度の自治委員会で報

告し承認を受けなければならない。

第66条（決算への異議申立）

決算案は、自治委員会で承認を得た後、速やかに本会の全ての会員に開示され、開示された後、二週間の間、本会の全ての会員は、決算に対して自治委員会に異議申立を行うことができる。

2 異議申立があった場合、十分な審議の下で、自治委員会にて再承認を得なければならない。

第67条（剰余金）

本会の会計の剰余金は、次の会計年度に繰り越す。

第68条（自治会費）

全ての本会の会員は、自治会費を支払う義務を負う。自治会費は、自治委員会によって、認められた活動に利用される。

2 自治委員会で認められる場合、自治会費の支払いの義務は免責される。

3 中途退学する場合、当該の本会の会員は、自治委員会に、在学予定の年数と実際の在学年数の差の年数分の自治会費の返金を請求することができる。ただし、実際の在籍年数の計算を行う際には、在籍月数は全て切り上げる。

第69条（自治会費の納入方法）

自治会費は原則として、入学と同時に、在学予定の年数分の会費を納入する。但し、特別の事情があると自治委員会が認めた場合は、分割納入を認める。

2 自治会費は年額二千円とする。

第70条（会計監査）

自治委員会で決算案の承認を受ける前に、会計監査を受けなければならない。

第71条（会計監査委員）

自治会長は、本会の全ての会員の中から、会計監査委員二名を推薦し、自治委員会が承認し、会計監査委員が任命される。

2 自治委員会役員は会計監査委員に任命されない。

第8章 最上位規範

第72条（規約の最高性）

この規約は、本会の最上位の規範であり、これに反する協約、規則、決定その他本会の業務に関する行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第73条（機関と役員の規約遵守義務）

本会の全ての機関及び役員は、この規約を遵守しなければならない。

第9章 改正

第74条（規約の改正）

この規約の改正は、自治委員会において出席議員の三分の二以上の賛成によって改正を發議し、全議員の三分の二以上の賛成によって、これを行う。

2 改正に対する有効な学生投票における総投票数の過半数の賛成によっても、これを行う。

第10章 補則

第75条（施行期日と施行前の準備行為）

この規約の施行期日は、令和5年4月1日とする。

2 この規約を施行するために必要な規則の制定並びにこの規約を施行するために必要な準備手続きは、前項の期日より前に、これを行うことができる。

第76条（規則の制定）

第1章第6条に規定する機関は、この規約及び自治委員会が定める規則に反しない限り、それぞれの権能に応じて、本会の運営に関し必要な規則を定めることができる。

第77条（適用と解釈）

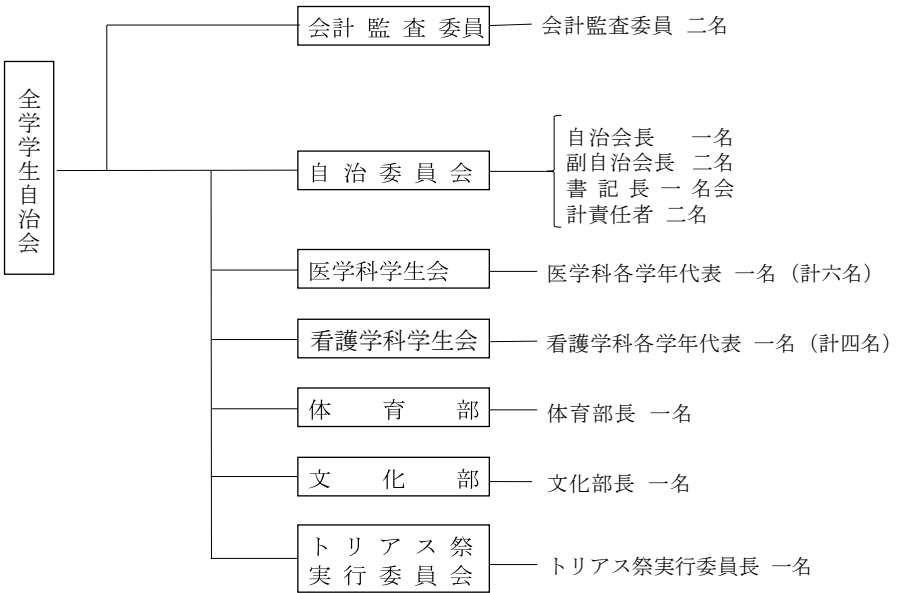
本会の会員は、この規約又は本会の規則の適用又は解釈に疑義のある場合、自治委員会に対して、異議を申し立てることができる。この場合において、自治委員会は、当該事案に関するこの規約又は本会の規則の適用又は解釈について、遅滞なく判断を議決するものとする。

2 自治委員会は、前項に規定する議決が公示された日から起算して十五日以内に本会の全ての会員の二十分の一以上の申し立てがあった場合、当該事案に関するこの規約又は本会の規則の適用又は解釈について、遅滞なく判断を議決するものとする。

附則（令和6年3月21日第6回自治委員会制定）

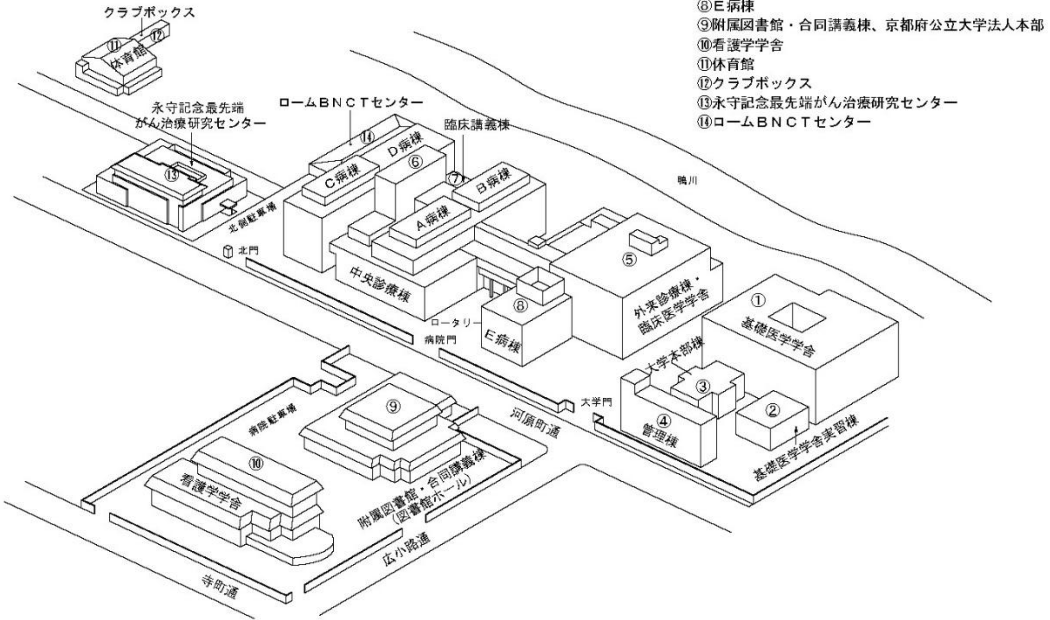
この規約は、公示の日から施行する。

学生自治会機構図



X 施設図

キャンパスマップ (令和7.4現在)



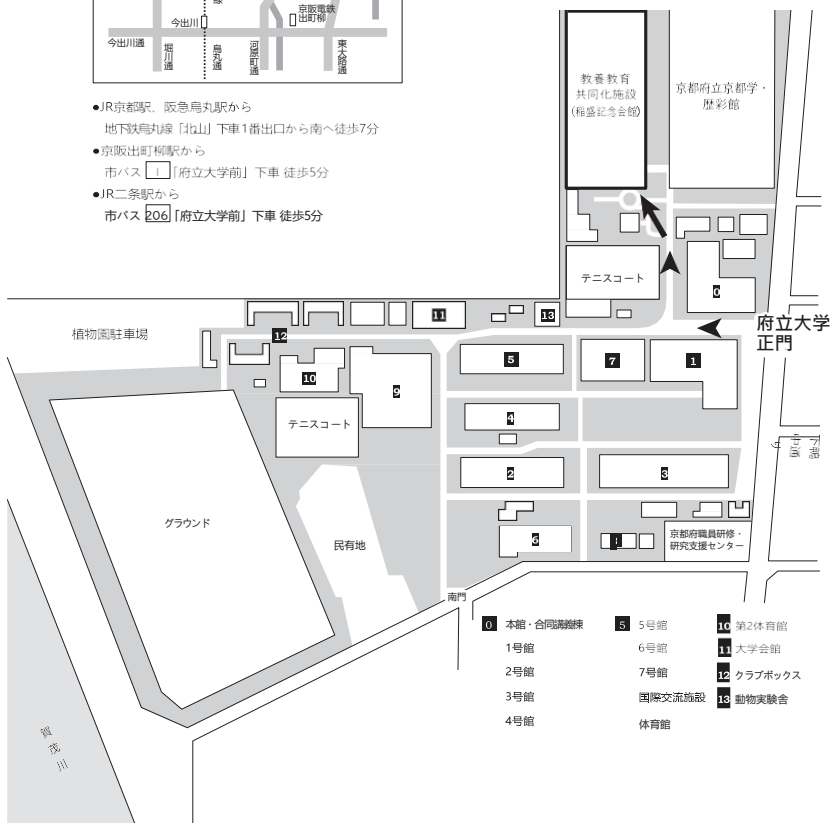
- ①基礎医学学舎
- ②基礎医学学舎実習棟
- ③大学本部棟
- ④管理棟
- ⑤外来診療棟・臨床医学学舎
- ⑥病棟(A, B, C, D)・中央診療棟
- ⑦臨床講義棟
- ⑧E病棟
- ⑨附属図書館・合同講義棟、京都府立大学法人本部
- ⑩看護学学舎
- ⑪体育館
- ⑫クラブボックス
- ⑬永守記念最先端がん治療研究センター
- ⑭ロームBNCTセンター

下鴨キャンパス（教養教育共同化施設内）略図



- JR京都駅、阪急烏丸駅から
地下鉄丸太線「北山」下車1番出口から南へ徒歩7分
- 京阪出町柳駅から
市バス □ 「府立大学前」下車 徒歩5分
- JR二条駅から
市バス 206 「府立大学前」下車 徒歩5分

教養教育共同化施設 「稲盛記念会館」



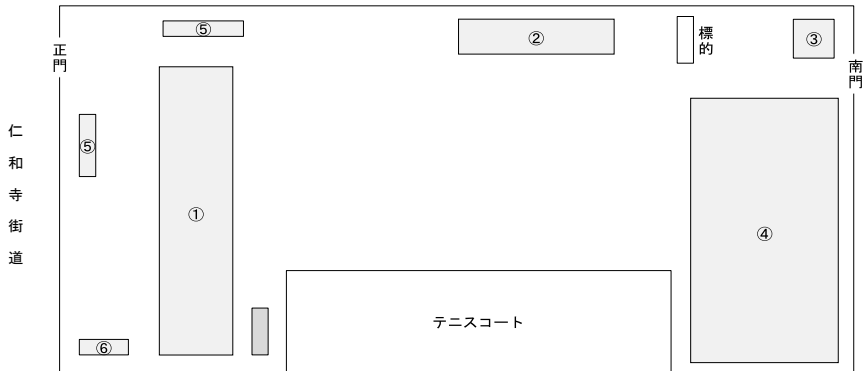
附属北部医療センター（北部キャンパス）建物配置図



花園学舎略図



京 都 府 立 体 育 館



①本館閉鎖中

②クラブボックス

③弓道場

④体育館、剣道場、柔道場

⑤自転車置場

⑥バイク置場

XI 学歌・校歌

学 歌

伊良子清白 作詩

服部 正 作曲

Moderato *mf*

1. ひ え は あ け た り か も の み ず が
く じゃ う た て り げ ん と し て ま
mp *cresc.*
こ と の あ か し く し び の と い
cresc. *ff*
の ち の と も し と こ て り て ほ
し の む れ ば な つ ち を や く

学 歌

(一)

比叡は明けたり鴨の水
学城立てり儼として
真理の証神秘の扉
生命の燭火常照りて
星の群花地を灼く

(二)

鐘鳴る白昼かうかうと
橘井の健児眉昂る
制覇の業を受け継がん
豪邁の歌鏢石の
巷の風に轟きぬ

(三)

見よ夕暮の空の月
青蓮の花今咲きて
円かに匂ふ史の色
永久の学府の栄光は
緑の旗の虹の橋

(四)

神と澄むもの雪祭り
医道古賢の教あり
生費の日の曙に
燃ゆる血潮を捧げ来い
仁慈の愛の赫灼と

校 歌

ちじつ の ゆめ の ほのじろ き
 はなたち ばーなの かににほ ふ
 ごこう の みづ の ぬるみて は
 かーもの かはらの つきみさ う
 ようかは おちてー ほととぎす
 へいあん じょーを すじ かひに

校 歌

金子 伊音紅作

- 一、 遅日の夢のほの白き
御溝の水のぬるみては
花橘の香に匂ふ
加茂の河原の月見草
平安城をすじかひに
- 二、 夏の火峯にそそり立つ
幾春秋を光栄の
薨を走る稲妻の
歴史飾らん綾錦
務めに勇む益荒雄よ
- 三、 秋の入陽に滅びゆく
果敢なき肉の悲しみに
望を捨ててうばたまの
果敢なき肉の悲しみに
望を捨ててうばたまの
永久に黙せよ鐘の声
陽足短かき人の世の
我等が使命重きかな
- 四、 木影に残る霜柱
誰かは立ちて救はずば
常世の春の幸をほぐ
我等が使命重きかな

令和8年4月1日 第1版発行

京都府立医科大学教育支援課
京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
基礎医学学舎2階
電話 075-251-5228・5166

下鴨キャンパス
京都市左京区下鴨半木町1番5
教養教育共同化施設（稲盛記念会館）1階
電話 075-703-4921

看護学学舎
京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410

附属北部医療センター（北部キャンパス）
京都府与謝郡与謝野町男山481
電話 0772-46-3371

花園学舎
京都市北区大將軍西鷹司町13